第１１４回徳島県都市計画審議会

参考資料１

「池田・貞光・脇・藍住」都市計画区域マスタープランの見直しについて

○　都市計画区域マスタープランの見直し概要・・・・・・・・・・・Ｐ　１

○　パブリックコメントの実施結果・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　５

○　説明会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　７

○　池田都市計画区域マスタープラン【新旧対照表】・・・・・・・　Ｐ１１

○　貞光都市計画区域マスタープラン【新旧対照表】・・・・・・・　Ｐ２１

○　脇都市計画区域マスタープラン　【新旧対照表】・・・・・・・　Ｐ３１

○　藍住都市計画区域マスタープラン【新旧対照表】・・・・・・・　Ｐ４１

「池田・貞光・脇・藍住」都市計画区域マスタープランの見直し概要

都市計画区域マスタープランは、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を示すものであり、社会情勢の変化に対応するため、見直しを行うもの。

１　基本的考え方

「新型コロナ」、「災害列島」、「人口減少」の３つの国難への対応や、「デジタル社会」、「グリーン社会」の推進など新たな視点を盛り込んだ「都市づくりの方向性」を柱とし見直しを行う。

①　ニューノーマル時代に対応する新次元の分散型国土の創出

- 「デジタル技術・データ」を活用したスマートシティの推進
- 「サテライトオフィス」の誘致や「ワーケーション」の推進

②　防災・減災を主流化したコンパクトシティの実現

- 「コンパクトなまちづくり」と「交通・情報ネットワーク」との連携による効率的な都市構造の形成
- 発災後の迅速かつ円滑な都市の再生を実現する「事前復興」の推進
- 災害ハザードエリアにおける開発抑制

③　気候変動対策の推進による脱炭素社会の実現

- 「公共交通機関の利用促進」によるカーボンニュートラルの推進
- 「グリーンインフラ機能」を有する農地・緑地等の保全・活用
- 「自然・水素エネルギー」の導入推進

２　見直しのポイント

○ 土地利用の方針

【池田・貞光・脇】

- 歴史的・文化的な価値を有する町並みの保全･活用の推進
- 空き地、空き家等の低未利用地の利活用による定住･移住の促進　など

【藍住】

- 文化・交流拠点機能の充実や幹線道路沿線における商業活動の促進
- 農地と調和した良好な住環境の形成　など

○ 区域区分

- 引き続き定めない

３　見直し手続きの経緯

①　素案に関する手続き

○　パブリックコメントによる意見募集

・募 集 期 間：令和３年１０月６日（水）～１１月５日（金）
・意見の提出：７名の方から８件の意見
（・「池田・貞光・脇・藍住」都市計画区域に対する共通意見：４件
・「池田・貞光・脇」都市計画区域に対する共通意見：２件
・「脇」都市計画区域に対する意見：１件
・「藍住」都市計画区域に対する意見：１件）

○　素案の縦覧

・縦 覧 期 間：令和３年１０月２９日（金）～１１月１２日（金）
・縦 覧 場 所：県都市計画課、三好市管理課及び地方創生推進課、
　　つるぎ町建設課、美馬市監理課、藍住町建設産業課

○　説明会

【池田】令和３年１１月　５日（金）１８：００～
　　三好市第二分庁舎　　参加者３名
【貞光】令和３年１１月　８日（月）１８：００～
　　つるぎ町農業構造改善センター　　参加者７名
【 脇 】令和３年１１月　９日（火）１８：００～
　　美馬市地域交流センター・ミライズ　　参加者２名
【藍住】令和３年１１月１０日（水）１８：００～
　　藍住町農業振興センター　　参加者６名

○　公聴会

【池田】令和３年１１月１７日（水）１４：００～
　　三好市第二分庁舎
【貞光】令和３年１１月１８日（木）１４：００～
　　西部総合県民局＜美馬庁舎＞
【 脇 】令和３年１１月１８日（木）１５：００～
　　西部総合県民局＜美馬庁舎＞
【藍住】令和３年１１月１９日（金）１４：００～
　　藍住町農業振興センター
（公述申し出無しのため、開催無し）

② 案に関する手続き

○ 四国地方整備局長との事前協議

・令和３年１１月３０日（金）～１２月１５日（水）

・意見無し

○ 関係市町への意見聴取

・令和３年１２月１３日（月）～令和４年１月１９日（水）

・意見無し

○ 案の縦覧

・縦覧期間：令和４年１月５日（水）～１月１９日（水）

・縦覧場所：県都市計画課、三好市管理課及び地方創生推進課、
つるぎ町建設課、美馬市監理課、藍住町建設産業課

・意見書提出無し

「池田・貞光・脇・藍住」都市計画区域マスタープランの変更手続きフロー図

区域マスタープラン見直し（素案）の作成

◆都市計画基礎調査（法第6条の2）【H30年度】
◆基礎調査分析【R元年度】
◆関係係機関との協議・調整及び素案作成【R2年度 ～ R3.9月】

↓

住民の意見を反映させるために必要な措置（法第16条第1項）

◆素案パブリックコメント【R3.10. 6 ～ R3.11. 5】⇒７名の方から８件のご意見

◆素案縦覧（県・市町の窓口）【R3.10.29 ～ R3.11.12】

◆素案説明会　【R3.11. 5：池田(出席者3名)】，【R3.11. 8：貞光(出席者7名)】
【R3.11. 9：脇　(出席者2名)】，【R3.11.10：藍住(出席者6名)】

◆公聴会　【R3.11.17：池田(開催無し)】，【R3.11.18：貞光・脇(開催無し)】
【R3.11.19：藍住(開催無し)】　※各区域で公述申出無し

↓

区域マスタープランの見直し（案）の作成

↔ 四国地方整備局長との事前協議

→ 市町の意見聴取（法第18条第1項）

↓

案の公告・縦覧（法第17条第1項）
【R4.1.5 ～ R4.1.19】

→ 意見書の提出（法第17条第2項）
【縦覧期間中】

↓

徳島県都市計画審議会での審議（法第18条第1項）
【R4.2.1】

↔ 国土交通大臣の同意（法第18条第3項）
【R4.2月予定】

↓

都市計画の変更（法第21条第1項）
【R4.3月予定】

↓

都市計画決定の告示・縦覧（法第20条第1項,第2項）
【R4.3月予定】

「【池田・貞光・脇・藍住】都市計画区域 マスタープラン（素案）」に係るパブリックコメントの実施結果

●意見の募集期間：令和３年１０月６日（水）～１１月５日（金）
●意見の提出　　：７名の方から８件の意見
◆「池田・貞光・脇・藍住」都市計画区域に対する共通意見：４件
◆「池田・貞光・脇」都市計画区域に対する共通意見：２件
◆「脇」都市計画区域に対する意見：１件
◆「藍住」都市計画区域に対する意見：１件

◆「池田・貞光・脇・藍住」都市計画区域に対する共通意見：４件

番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
1	今後の「まちづくり」については、防災はもとより、脱炭素社会に向けた、取り組が重要であると考える。 現在徳島県は、自然エネルギーや水素エネルギーの導入などの脱炭素社会実現に向けた取り組みについて積極的に行われているようにうかがえる。 この取り組みが今後さらに加速されるよう、今回の都市計画マスタープラン変更区域全体にも位置づけてはどうか。	本県では、「脱炭素社会の実現」を目指すため、「気候変動対策推進計画（緩和編）」を策定し、施策推進に取り組んでいます。また、県の地球温暖化・脱炭素対策を戦略的に推進するため、現在、「徳島県版・脱炭素ロードマップ」の策定を進めています。 いただいたご意見を踏まえ、各都市計画区域マスタープランに、自然エネルギーや水素エネルギー等の活用による脱炭素社会の実現に向けた取り組みに関する表記を追加します。
2	平成16年に作成した計画に対して、PDCAサイクルは機能しているのか。	都市計画区域マスタープランは、まちづくりの基本的な方向性を示すものであり、個々の施策・事業については、県政運用指針である行動計画において数値目標等を定め、PDCAサイクルによる政策評価を行っています。 なお、都市計画区域マスタープランの見直しにあたっては、人口・産業の動向や土地利用の状況等に関する調査・分析を行うとともに、社会経済情勢の変化を踏まえ、課題解決に向けた都市計画の方向性について検討したうえで、素案を作成しており、今後につきましても社会経済情勢の変化に対応するため、適宜見直しを行って参ります。
3	近年は、風水害も多く、住宅の浸水や屋根、瓦が飛ばされる可能性、がけ崩れなどによる被害も発生しているため、住家だけでなく、空き家なども含めて安全確保をしていくまちづくりが必要だと思います。	各都市計画区域マスタープラン（素案）では、気候変動の影響により頻発・激甚化する水害や土砂災害等に対し、災害リスクの低い地域への立地誘導などにより、災害リスクを低減・回避し、都市の防災性向上を図ることとしており、今後も市町と連携し、安全なまちづくりを推進して参ります。
4	市町村と連携し、避難所として、空き家や廃校施設が活用できる仕組みづくりを期待します。	各都市計画区域の市町においては、市町が策定する都市計画マスタープラン等と整合を図りつつ「空家等対策計画」を策定しており、今後も市町と連携し、空家等の適切な管理や空家等及び跡地の利活用を進めて参ります。

◆「池田・貞光・脇」都市計画区域に対する共通意見：２件

番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
1	まちづくりには行政と住民や企業がビジョンを共有して互いに協力することが必要と思います。 地域にある豊かな自然や歴史・文化資源は、後世に引き継ぎたい、活用したいという共通の理念を生み出す宝であると思いますので、これをもっと活用して特色のあるまちづくりを進めていただきたいと思います。	池田、貞光及び脇の各都市計画区域マスタープラン（素案）では、都市づくりの理念として、「地域の魅力ある資源を活かし、交流が広がるまちづくり」を掲げており、今後も市町や地元住民等と連携して特色のあるまちづくりを進めて参ります。
2	サテライトオフィス誘致による空き地、空き家などの利活用は、良いと思います。 ただ、外からの移住者を迎えることだけではなく、「出」を減らすことも重要だと思います。	池田、貞光及び脇の各都市計画区域マスタープラン（素案）では、持続可能なまちづくりを実現するため、人口減少や高齢化が進行する中、居住や都市機能を誘導し、集約化を図るコンパクトなまちづくりと交通ネットワーク及び情報ネットワークの連携による、効率的な都市構造の形成を図ることとしています。また、新たな産業の創出による雇用の確保に努めるとともに、インフラ整備による居住環境の改善により、定住・移住を促進することを掲げており、今後も市町と連携して持続可能なまちづくりを進めて参ります。

◆「脇」都市計画区域に対する意見：１件

番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
1	「JR穴吹駅」と「うだつの町並み」の間が現状分断されている。剣山へのデマンドバスも大事だが穴吹駅前とうだつの町並みを結ぶコミュニティバスの充実も必要である。 道の駅も、他の道の駅（みまの里など）と違い、観光パンフレットが少ない。規模も県内で小さい方なのでは？ 現在、実証運行中の高松空港発着の観光バスが穴吹駅からうだつの町並みを経由するコースになれば、（現在のルールでは、同じ県内で下車はできないが変える手も必要だろう）少しは変化するのだろうか？	脇都市計画区域マスタープラン（素案）では、「交通体系の整備の方針」として、公共交通ネットワークの最適化を図るとともに、公共交通の利便性の向上及び利用促進に努めることとしています。 いただいたご意見につきましては、地域内交通を担う美馬市に伝えるとともに、都市づくりの理念である「地域の魅力ある資源を活かし、交流が広がるまちづくり」に向け、美馬市と連携して参ります。

◆「藍住」都市計画区域に対する意見：１件

番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
1	藍住町では宅地開発が進み、地域内で歩行者や車の通行量が増えているが、狭い町道に面したまま家が建てられていくため、見通しが悪くなったり、通りにくくなっている箇所がある。 宅地開発を進めることは町の発展にとって必要なことと思うが、家が建ってしまうと後から道路を拡げることは難しいので、宅地開発に併せて道路の拡幅を行うことや、狭い道路のまま宅地開発された場合には、道路のミラーや街路灯を設置するなど安全対策を行っていただきたい。	藍住都市計画区域マスタープラン（素案）では、狭隘道路や整備水準の低い道路等を解消するため、地区計画等を活用し、計画的な開発を行うことや、バリアフリー、さらにはユニバーサルデザインの考え方を踏まえた道路づくり等を推進することを位置付けています。 いただいたご意見につきましては、藍住町に伝えるとともに、都市づくりの基本理念である「安全・安心で快適な生活都市」の形成に向け、藍住町と連携して参ります。

説明会の概要

1　池田都市計画区域

開催日時・場所等	質疑応答
【開催日時】 令和3年11月5日（金） 18:00～18:30 **【開催場所】** 三好市第二分庁舎 **【参加者】** ３名	●カーボンニュートラルに関して、例えば各家庭におけるCO2排出量の貢献度等、一定の基準があれば理解しやすくなると思う。 **【県回答】** ・都市計画区域マスタープランにおけるカーボンニュートラルは、公共交通の利用促進や交通ネットワークの充実の観点で考えている。 ・県全体での取り組みに関し、区域マスタープランの中に数字的なものは入れにくいと考えている。

2　貞光都市計画区域

開催日時・場所	質疑応答
【開催日時】 令和3年11月8日（月） 18:00～18:40 **【開催場所】** つるぎ町農業構造改善センター **【参加者】** ７名	●二層うだつの町並みで計画されている都市計画道路については、今から整備するのは難しいと思っているが、今後、整備予定はあるのか。それとも廃止するのか。 **【県回答】** ・二層うだつの町並みの保存や活用の観点から、都市計画道路の廃止も含めた見直しについて、町と協議することとしている。 ●山間地における「にし阿波傾斜地農耕システム」は、地域の特色として魅力を感じている。一方で、コンパクトなまちづくりにより、都市計画区域内に住民を誘導すれば、山間地の住民がいなくなり、地域の文化が喪失されてしまうと思われるが、どのように両立させるのか。 **【県回答】** ・都市計画区域マスタープランでは、都市計画区域内の議論に限られてしまうが、二層うだつの町並みをはじめとする歴史・文化資源の保全・活用によるまちづくりを掲げている。 **【つるぎ町回答】** ・町全域を運行しているコミュニティバスで集落を維持しながら中心地を結ぶことによりコンパクトシティを形成することとしており、山間地から平野部への移住は考えていない。 ・町では、空き家バンクを活用した移住・定住の促進に取り組んでいる。

３　脇都市計画区域

開催日時・場所	質疑応答
【開催日時】 令和3年11月9日（火） 18:00～19:40 **【開催場所】** 美馬市地域交流センター・ミライズ **【参加者】** ２名	●ＰＤＣＡサイクルによるチェックは行われているのか。 **【県回答】** ・都市計画区域マスタープランはまちづくりの理念や基本的な方向性を示すものであり、各個別事業の実施においては、具体的な数値目標を定めＰＤＣＡサイクルで評価している。 ・都市計画区域マスタープランの見直しにあたっては、社会情勢の動向を見ながらチェックしたうえで、見直しを行っている。 ●徳島県は宿泊者数や魅力度ランキングで下位である。ミライズの稼働率も低いが観光イベントに活用してはどうか。 **【美馬市回答】** ・観光交流課に問い合わせ等をお願いしたい。 **【県回答】** ・今後も美馬市と情報交換しながら特色のあるまちづくりに取り組んでいく。 ●下水道が整備されていないため、大谷川に生活排水が流れ込み、夏になると臭う。徳島県の下水道普及率は全国最下位であるが、下水道の整備予定はあるのか。 **【県回答】** ・下水道を整備する区域と合併処理浄化槽を設置する区域に分け、汚水処理普及率を上げることを目指している。 ・大谷川周辺は、単独浄化槽を合併浄化槽に転換することにより、汚水処理を推進する区域としている。 ●柳並木は復活してくれるのか。期待している。 **【美馬市回答】** ・今は具体の計画は無いが、美馬市としても頑張っていきたい。 ●脇町を新しく発展させるため、都市計画道路の計画等は無いのか。 **【美馬市回答】** ・現時点では、都市計画道路の計画は無い。 **【県回答】** ・都市計画区域マスタープランでは、新次元の分散型国土の創出として、住みよいまちづくりにより、人を呼び込むことを推進していく。

４　藍住都市計画区域

開催日時・場所等	質疑応答
【開催日時】 令和3年11月10日（水） 18:00～18:30 **【開催場所】** 藍住町農業振興センター **【参加者】** ６名	●質疑なし

11

新	旧
池田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （池田都市計画区域マスタープラン） （案） 令和４年２月 徳島県	池田都市計画 都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針 徳島県 平成１６年５月

１．基本的考え方

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」という。）」は、平成１２年５月の都市計画法改正により、全ての都市計画区域において定めるとされたものであり、都道府県が一市町村を越える広域的観点から、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにし、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものである。

池田都市計画区域（以下、「本区域」という。）では、平成１６年５月に都市計画区域マスタープランを策定している。

その後、本区域においては、町村合併や「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」の認定等により、周辺地域との連携強化が求められる中、本格的な人口減少・超高齢社会問題、切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震に加え、気候変動の影響により頻発・激甚化する豪雨災害への備え、さらには「新型コロナウイルス感染症対策」と社会経済活動の両立を図る観点から、アフターコロナを見据えた新たな日常「ニューノーマル」への適応など、様々な新たな課題への対応が求められている。

このように、社会経済情勢が大きく変化し、都市のあり方を見直す大きな転換期を迎えていることから、将来の西部圏域の都市計画区域のあり方を見据え、バックキャスティングの視点に立つとともに、「人口減少」、「災害列島」及び「新型コロナ」の３つの国難への対応や、「デジタル社会」、「グリーン社会」の推進など新たな視点を盛り込み、

- ニューノーマル時代に対応する新次元の分散型国土の創出
- 防災・減災を主流化したコンパクトシティの実現
- 気候変動対策の推進による脱炭素社会の実現

を「都市づくりの方向性」の柱として、都市づくりの理念、土地利用の方針等について検討し、都市計画区域マスタープランの見直しを行った。

見直しにおいては、無秩序な市街地の拡大の恐れがないことから引き続き「区域区分は定めない」こととしている。

また、主要な都市計画の決定方針として、

- 居住や都市機能を誘導し、集約化を図るコンパクトなまちづくりと交通ネットワーク及び情報ネットワークの連携による効率的な都市構造の形成
- 大規模自然災害に備えた防災・減災対策と発災後の迅速かつ円滑な「都市の再生」を実現するための平時からの「事前復興」の取組
- 全国屈指の光ブロードバンド環境を基盤とし、「ニューノーマル」に対応したサテライトオフィスの誘致やワーケーションの推進
- 「グリーンインフラ機能」を有する農地・緑地等の保全・活用や、自然・水素エネルギーの導入推進
- 歴史的、文化的な価値を有する町並みの保全・活用

など、新たなまちづくりの考え方のもと、マスタープランを示すこととした。

都市構造やライフスタイルの変化等に対する柔軟性や、リスクに対する冗長性を備えた都市として、時代の変革に柔軟かつ大胆に対応するため、本都市計画区域マスタープランは、適宜、見直しを行うものとし、安全・安心で豊かな暮らしを将来世代に引き継ぎ、持続可能なまちづくりを推進していくものとする。

２．都市計画の目標

２－１　基本的事項

１）目標年次

目標年次については、平成２７年（２０１５年）を基準年として、都市づくりの理念や将来の都市構造については、おおむね２０年後の令和１７年（２０３５年）の姿を展望し方針を策定する。

なお、区域区分及び都市施設の整備等は、策定からおおむね１０年後の令和１２年（２０３０年）の姿として策定する。

２）範囲

本区域は三好市の一部を範囲として、その規模は次のとおりである。

区　　域	市町名	範　　囲	面　　積	備考 （行政区域）
池田都市計画区域	三好市	行政区域の一部	1,643 ha	72,142 ha

２－２　都市づくりの基本理念

１）現状と課題

本区域は、徳島県の西部、四国のほぼ中央部に位置し、古くから地理的条件の良さから、陸運、舟運の要衝として商業が栄え、現在でも徳島自動車道井川池田ＩＣが近接し、一般国道３２号と一般国道１９２号、ＪＲ土讃線とＪＲ徳島線が結節する交通の要衝である。

本区域には、三好地域の官公庁や民間事業所の多くが位置しており、平成１８年３月に旧三野町・池田町・山城町・井川町・東祖谷山村・西祖谷山村の合併により誕生した三好市の中心地として重要な役割を担っている。また、三好市では、東みよし町と「みよし広域連合」による広域行政が行われており、平成２０年７月には、三好市をはじめ２市２町からなる「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」の認定を受けるなど、本県西部圏域における広域的な観点も踏まえ、周辺地域との連携強化や役割分担を図りつつ、地域の個性を活かしたまちづくりが求められている。

その一方で、少子化や若年層の流出などにより、人口減少や高齢化が進行する中、中心市街地においても空き家や遊休地等による「都市のスポンジ化」が進んでいる。このため、サテライトオフィスの誘致やリノベーション等による利活用に取り組んでおり、今後も積極的に低未利用地対策を推進する必要がある。

このようなことから、本区域においては、人口減少・高齢化に対応し、生活環境や都市機能を維持していくため、居住や都市機能を誘導し、集約化したコンパクトなまちづくりを推進するとともに、中心市街地と周辺既存集落等を交通ネットワーク及び情報ネットワークで結び、連携を強化した効率的な都市構造の形成を図る必要がある。

また、本区域は、河川や山地に囲まれた地形的な制約のもと、古くから商人町として市街地が形成されてきた。このため、建物等が密集し狭隘道路が多く、幹線道路へのアクセス不良も見られるなど、車でのアクセスが不便なだけでなく、土砂災害や浸水等の災害ハザードエリアが存在しており、切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震に

１．都市計画の目標

１－１　基本的事項

１）目標年次

目標年次については、平成12年を基準年として、中期的な目標年次を平成22年、長期的な目標年次を平成32年として策定する。

・都市づくりの理念については、平成32年を想定し方針を策定する。

・区域区分及び都市施設の整備等は、平成22年の姿として策定する。

２）範囲

本都市計画区域は池田町の一部を範囲として、その規模は次のとおりである。

区　　域	市町名	範　　囲	面　　積
池田都市計画区域	池田町	行政区域の一部	約1,643 ha

１－２　都市づくりの基本理念

１）現状と課題

池田都市計画区域は、徳島県の西部、四国のほぼ中央部に位置し、古くから地理的条件の良さから、陸運、舟運の要衝として商業が栄え、現在でも四国縦貫自動車道や一般国道32号、一般国道192号及びＪＲ徳島線やＪＲ土讃線が通過する交通の要衝である。

さらに、本都市計画区域には三好地域の官公庁や民間事業所の出先機関等の多くが位置するなど、重要な役割を持っている。

しかし、近年は、若年層の流出などにより人口が減少し、中心市街地においても空き家や店舗の閉鎖などが見られるほか、工場などの閉鎖による遊休地も見られるなど、空洞化が進んでいる。

また、中心市街地では古くから商人町として市街地が形成されたため、建物等が密集し狭隘道路が多く、また、国道へのアクセス不良も見られるなど、車でのアクセスが不便なだけでなく、防災上の課題も抱えている。

加え、気候変動の影響により頻発・激甚化する豪雨災害への備えなど防災上の課題も抱えている。このことから、限られた都市空間において都市の防災性を高めつつ、大規模自然災害発災後の迅速かつ円滑な都市の再生を実現する「事前復興」の視点に立ったまちづくりを行う必要がある。

さらに、「新型コロナウイルス感染症対策」と社会経済活動の両立を図る観点から、アフターコロナを見据えた新たな日常「ニューノーマル」への適応が求められている。

このような課題に対応するため、「デジタル社会」及び「グリーン社会」の実装に向けた取組みを基盤とするとともに、豊かな自然や歴史・文化資源を活かし、持続可能で魅力あるまちづくりを推進する必要がある。

２）都市づくりの理念

徳島県では、「徳島県西部圏域振興計画（第４期）」の長期ビジョンにおいて、「日本の原風景を残す豊かな風土で世界を魅了しているにし阿波」、「安全・安心な暮らしを礎に夢を持ちチャレンジしているにし阿波」、「独自の伝統と多様な交流が潤いを生み出しているにし阿波」を目指すべき将来像に定めている。

また、三好市では、「第２次三好市総合計画」において、「自然が生き活き、人が輝く交流の郷」を基本理念として、「定住と交流を育むまち」、「豊かで生き活き安心・安全なまち」、「地域性を活かし魅力ある煌めくまち」、「住民参画を基本とした協働のまち」の実現を目指すこととしている。

そこで、本区域では、「安全・安心でコンパクトかつ豊かな自然と調和した快適な住環境の創出と、人と人がふれあう交流のまちづくり」を将来像とし、まちづくりの理念を次のように定める。

・すべての人が暮らしやすい、安全で安心なまちづくり

・美しく豊かな自然環境を保全・活用し、自然と調和したまちづくり

・地域の魅力ある資源を活かし、交流が広がるまちづくり

３．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針

３－１　区域区分の有無

本区域では、これまで区域区分を定めておらず、現在、人口集中地区（ＤＩＤ）も設定されていない。

人口、世帯数については、少子高齢化が進み、今後も減少傾向で推移することが予測され、工業出荷額は横ばい、商品販売額は減少傾向にある。このため、今後、無秩序に市街地が拡大する恐れはないと考えられる。

また、本区域では、ＪＲ阿波池田駅周辺の中心市街地において用途地域が指定されており、適切に土地利用の誘導・規制が行われている。

このようなことから、本区域においては、引き続き区域区分を定めないこととする。

４．主要な都市計画の決定の方針

４－１　土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

このようなことから、高齢化社会に対応した成熟した住みよい都市として、都市基盤の質の向上や快適な住環境の形成が求められており、また、交通の要衝としての交流のまちづくりが重要な課題となっている。

２）都市づくりの理念

徳島県では、地域に暮らすみんなが住みやすいまちづくりの展開や地域の防災性の向上等に留意した都市づくりを目指している。

また、「池田町総合計画」では、「水・緑・花そしてひとが輝く四国のへそ池田」をキャッチフレーズとして、地域特性に応じた有効な土地利用を図るとともに、周辺地域と連携しながら自然と調和した都市生活基盤の整備、地理的優位性を活かした人と人がふれあうまちづくりを目指すこととしている。

そこで、本都市計画区域では、「豊かな自然と調和したコンパクトで快適な住環境の創出と、人と人がふれあう交流のまちづくり」を都市づくりの基本理念とする。

２．区域区分の決定の方針

２－１　区域区分の有無

本都市計画区域では、これまで過疎や少子高齢化が進み、今後も人口、世帯数ともに減少傾向で推移することが予測されるほか、工業出荷額や商品販売額も減少傾向にあることから無秩序に市街地が拡大する恐れはないと考えられる。

さらに、本都市計画区域では、ＪＲ阿波池田駅周辺の中心市街地において用途地域が指定されており、今後も用途地域による土地利用誘導を行うことが適当と考えられる。

このようなことから、本都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

３．主要な都市計画の決定の方針

３－１　土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

15

１）土地利用の基本方針

本区域では、人口減少や高齢化が進行する中、持続可能なまちづくりを実現するため、居住や都市機能を誘導し、集約化を図るコンパクトなまちづくりと、交通ネットワーク及び情報ネットワークの連携による、効率的な都市構造の形成を図るものとする。

また、切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震に加え、気候変動の影響により頻発・激甚化する豪雨災害などあらゆる大規模自然災害に対し、「すべての人命を守る」という視点や、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生を実現するための「事前復興」の視点から、都市の防災性向上を図るものとする。

さらには、首都圏から地方への人の流れを創出し、新技術を活用した新たな価値観や働き方に対応するため、豊かな自然環境を基盤とした「グリーン社会」の推進や、全国屈指の光ブロードバンド環境を基盤とした「デジタル社会」の推進による地方創生の観点を踏まえ、地域特性に応じた土地利用の方針を定めるものとする。

２）主要用途の配置の方針

本区域は、住宅地を中心として市街地が形成されており、三好地域の官公庁、阿波池田駅周辺の商店街や大型商業施設との近接性を活かし、居住や都市機能を適切に誘導することにより、コンパクトで快適な居住環境の創出を図るとともに、遊休地や低未利用地等を利活用し、中心市街地の活性化を図る。

また、うだつの町並みやたばこ資料館等のある「本町通り」周辺は、歴史的資源の保全に努めるとともに、景観計画に基づく良好な都市景観の形成を図る。

３）土地利用の方針

ａ）地域固有の資源の活用に関する方針

うだつの町並みやたばこ資料館等のある「本町通り」周辺については、歴史的な景観形成に配慮し、周辺環境の整備や機能の充実、地域資源を活用した個性豊かなまちづくりに向けた土地利用を図る。

また、全国屈指の光ブロードバンド環境を基盤とし、「デジタル技術・データ」を活用した様々な働き方の創出、空き家や遊休施設を活用したサテライトオフィスの誘致やワーケーションの推進、新たな産業の創出による雇用の確保に努める。

ｂ）居住環境の改善又は維持に関する方針

シンマチ地区やイケミナミ地区などの住宅密集地については、狭隘道路の改善等、災害時の避難路やオープンスペースの確保に努める。

また、老朽化した公営住宅の建て替え等により、定住環境の向上を図るとともに、空き地、空き家等の低未利用地の利活用による定住・移住を促進する。

ｃ）都市防災に関する方針

１）主要用途の配置の方針

本都市計画区域の市街地は、住宅地を中心として構成されており、町役場や官公庁の出先機関、商業施設との近接性を生かした、コンパクトで快適な居住環境の形成を図るものとする。

主要地方道観音寺池田線沿線やＪＲ阿波池田駅東側に商業地を配置し、商業と住宅が調和した、にぎわいのあるまちづくりを目指す。

また、うだつの町並みやたばこ資料館等のある本町付近は、歴史的資源の保全を図る。

２）土地利用の方針

①　用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

中心市街地では、工場や商店などの空洞化が進んでおり、地域特性に応じた土地利用により、地域の活性化を図る。

②　地域固有の資源の活用に関する方針

本町付近のうだつの町並みやたばこ資料館周辺については、歴史的な景観形成に配慮し周辺環境の整備や機能の充実、地域資源を活用した個性豊かなまちづくりに向けた土地利用を図る。

③　居住環境の改善又は維持に関する方針

シンマチ地区やイケミナミ地区などの住宅密集地については狭隘道路の改善等、災害時の避難路やオープンスペースの確保に努める。

切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震に加え、気候変動の影響により頻発・激甚化する水害や土砂災害等、自然災害が発生する恐れのある区域については、ハザードマップによる災害リスクの周知等により、住民の防災意識の向上を図る。

また、災害時の避難路や避難施設の確保、緊急輸送路の機能強化に努めるとともに、災害リスクの低い地域への立地誘導などにより、災害リスクの低減・回避を図る。特に、本区域を東西に縦断する中央構造線の「特定活断層調査区域」においては、多数の人が利用する施設及び危険物貯蔵施設等の特定施設の新築等を回避するなど、土地利用の適正化を図る。

さらには、大規模自然災害の発災後、迅速かつ円滑な都市の再生を実現するための「事前復興まちづくり計画」策定に向け、平時から事前準備や住民との合意形成に努めるとともに、まちづくりの整備手法や防災・減災対策の優先度について、検討を行う。

ｄ）優良な自然環境との共生に関する方針

緑豊かな山々や吉野川などの恵まれた自然環境を保全するとともに、市街地内の緑の創出に努め、自然環境と共生するまちづくりを進める。

４－２　都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

１）交通施設の都市計画の決定の方針

ａ）基本方針

○交通体系の整備の方針

本区域では、高規格幹線道路である徳島自動車道が通り、本区域に近接して井川池田ＩＣが整備され、幹線道路である一般国道３２号及び一般国道１９２号と接続することにより、広域道路ネットワークが形成されている。また、本区域には、徳島、香川・岡山、高知方面に連絡するＪＲ阿波池田駅に加え、高速バスや路線バスが発着する阿波池田バスターミナルが整備されており、広域的な交通体系が構築されている。

一方、中心市街地の補助幹線道路や地区内道路は、狭隘道路が多く、また幹線道路へのアクセス不良も見られるなど、車でのアクセスが不便なだけでなく、防災上の課題も抱えている。

このことから、本区域においては、交流のまちづくりを進め、また高齢化社会に対応した都市基盤の質の向上を図るため、広域道路ネットワーク及び地域間道路ネットワークのさらなる機能向上に努めるとともに、中心市街地と幹線道路を連携する補助幹線道路や地区内道路の整備に取り組む。

また、人口が減少し、町村合併による行政区域が拡大した状況において、地域が担ってきた役割・機能を保持し、地域コミュニティを維持するため、公共交通ネットワークの最適化を図るとともに、公共交通の利便性の向上及び利用促進に努める。

ｂ）整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、土地利用と整合した道路整備を計画的、効率的に進める。

④　優良な自然環境との共生に関する方針

緑豊かな山々や吉野川などの恵まれた自然環境を保全するとともに、市街地内の緑の創出に努め、自然環境と共生するまちづくりを進める。

３－２　都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

１）交通施設の都市計画の決定の方針

○　基本方針

ａ．交通体系の整備の方針

本都市計画区域では、広域幹線道路として四国縦貫自動車道が通過し、隣接して井川池田ＩＣが整備されており、幹線道路としては一般国道32号と192号が交差している。また、鉄道も土讃線と徳島線が池田町で交差するなど、広域的な交通体系に一定の整備が図られている。

一方、中心市街地の補助幹線道路や地区内道路は、狭隘道路が多く、また幹線道路へのアクセス不良も見られるなど、車でのアクセスが不便なだけでなく、防災上の課題も抱えている。

本都市計画区域では、交流のまちづくりを進め、また高齢化社会に対応した都市基盤の質の向上を図るために、引き続き、広域幹線道路や幹線道路の整備を進めるとともに、中心市街地と幹線道路を連携する補助幹線道路や地区内道路の整備を図る。

また、公共交通の機能維持や利便性の向上に努める。

ｂ．整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、土地利用と整合した道路整備を計画的、効率的に進める。また、ＪＲ阿波池田駅におけるバスターミナルの整備拡充など公共交通の機能向上を図る。

○　主要な施設の配置の方針

○道路

・高規格幹線道路及び幹線道路

他都市との広域的な連携を図る徳島自動車道の４車線化の促進や、幹線道路の機能向上に努める。

・補助幹線道路及び地区内道路

中心市街地内における補助幹線道路や地区内道路については、子供や高齢者、障がい者に配慮するなど、バリアフリー、さらにはユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、駅、市役所、商業施設等への安全で快適な交通ネットワークづくりを推進する。

○その他

鉄道やバス等の公共交通については、利便性の向上及び利用促進に努め、維持・存続を図る。また、交通弱者に対する地域の多様な移動手段の確保を図る。

２）下水道及び河川の都市計画の決定の方針

ａ）基本方針

○下水道及び河川の整備方針

・下水道

公共用水域の水質保全、自然環境保全の観点から、合併処理浄化槽の設置の推進及び農業集落排水施設の適切な機能維持に努める。

・河川

水災害リスクを踏まえた防災まちづくりを進めるため、「流域治水」の考え方を盛り込みながら治水対策を推進する。

また、防災上支障のない限り、現況の豊かな自然環境に配慮し、自然と調和した良好な水辺空間の整備と保全に努める。

ｂ）整備水準の目標

○下水道

「とくしま生活排水処理構想２０１７」で位置づけられた合併処理浄化槽の設置の推進及び農業集落排水施設の適切な機能維持に努める。

○河川

各水系の砂防事業や河川整備計画で定める目標流量などを安全に流下させるための河川事業などの事業進捗を図るとともに、既存施設の適切な維持管理に努める。

４－３　市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

ａ．道路

ア．広域幹線道路や幹線道路の整備

他都市との広域的な連携を図る一般国道32号の整備を推進する。

イ．補助幹線道路や地区内道路の整備

中心市街地から一般国道32号へのアクセスを強化する。

中心市街地内では子供や高齢者、障害者に配慮するなど、バリアフリー、さらにはユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、駅、役場、商業施設等への安全で快適な交通ネットワークづくりを推進する。

ｂ．その他

鉄道やバス等の公共交通については、利便性や快適性の向上を図る。

○　主要な施設の整備目標

優先的におおむね１０年以内に実施することを予定する主要な施設は次のとおりである。

ａ．道路

一般国道32号（猪ノ鼻峠）の整備

町道中通線及び栄町線の整備

ｂ．その他

ＪＲ阿波池田駅におけるバスターミナルの整備

２）下水道及び河川の都市計画の決定の方針

○　基本方針

ａ．下水道及び河川の整備の方針

ア．下水道

公共用水域の水質保全、自然環境保全の観点から、公共下水道の整備、農業集落排水施設の整備、浄化槽の設置を推進する。

イ．河川

急峻な山地河川が多く災害に強いまちづくりを推進していく必要があるため治水対策を推進するとともに、防災上支障のない限り豊かな自然環境に配慮し、良好な水辺環境の整備と保全を図る。

ｂ．整備水準の目標

ア．下水道

「徳島県汚水適正処理構想」で位置づけられた下水道計画区域での事業着手に努める。

イ．河川

各水系の砂防事業や河川事業などの事業進捗を図る。

３－３　市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

18

１）市街地開発の方針

狭隘道路の改善やオープンスペースの確保の必要がある住宅密集地においては、地域の状況に応じた事業や地区計画等の制度の活用により、居住環境の整備改善を図る。

４－４　自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

１）基本方針

都市計画公園として整備された公園は、丸山公園、吉野川運動公園、箸蔵近隣公園、白地児童公園、鍛治屋町児童公園、州津児童公園の６箇所である。公園は、憩いの場としてだけではなく、災害時の避難場所や延焼遮断など、防災上も重要な役割を果たすことが期待できることから、計画的な整備充実を図る。

また、市街地の周辺に形成されている緑豊かな森林や農地は、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の機能を有するグリーンインフラとして保全・活用に努めるとともに、自然エネルギーや水素エネルギー等の活用による地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の実現に取り組む。

２）主要な緑地の配置の方針

ａ）環境保全系統

都市の豊かな自然環境を創出している吉野川や箸蔵県立自然公園などの緑豊かな森林については、水資源を涵養し、生物の成育や生息域等の貴重な自然環境であることから今後とも保全に努める。

また、市街地周辺に広がる農地や森林などの自然資源については、自然環境の保全を図るほか、市街地内の社寺等の緑地を保全することにより、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等などグリーンインフラとしての機能が効果的に発揮されるよう努める。

ｂ）レクリエーション系統

吉野川運動公園や箸蔵近隣公園、池田総合体育館をスポーツレクリエーションの拠点として適切な維持管理に努めるとともに、必要に応じ整備を図る。特に吉野川運動公園については、池田ダム湖のウォータースポーツを通じた体験型の観光・交流施設としての機能を強化し、交流人口の拡大を図る。

うだつの町並みやたばこ資料館等のある「本町通り」周辺と丸山公園や諏訪公園、へそっこ公園は、日常のふれあいや交流の場として活用を図る。

ｃ）防災系統

山林や河川等については、適切な保全、管理により土砂災害や洪水などの発生及び拡大防止に努める。

また、建物が密集する中心市街地や集落地においては、普段は市民の憩いの場として、自然災害の発生時には避難場所や活動拠点としての防災機能を有する公園や緑地の整備を推進する。

３）主要な施設の整備目標

優先的におおむね１０年以内に実施することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

１）主要な市街地開発の方針

狭隘道路の改善やオープンスペースの確保の必要がある住宅密集地においては、地区計画等、地域の状況に応じた事業や制度の活用により、居住環境の整備改善を図る。

３－４　自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

１）基本方針

都市計画公園として整備された公園は、丸山公園、吉野川運動公園、箸蔵近隣公園、白地児童公園、鍛治屋町児童公園、州津児童公園の６箇所である。公園は、憩いの場としてだけではなく、災害時の避難場所や延焼遮断など、防災上も重要な役割をはたすことが期待できることから、計画的な整備充実を図る。

また、市街地の周辺に形成されている緑豊かな森林や農地などの優良な自然環境の保全、活用に努める。

２）主要な緑地の配置の方針

ａ．環境保全系統

都市の豊かな自然環境を創出している吉野川や箸蔵県立自然公園などの緑豊かな森林については、水資源の涵養や生物の成育、生息域等の貴重な自然環境であることから今後とも保全を図っていく。

また、市街地周辺に広がると農地や森林などの自然資源については、自然環境の保全を図るほか、市街地内の社寺等の緑地の保全を図る。

ｂ．レクリエーション系統

吉野川運動公園や箸蔵近隣公園、池田総合体育館をスポーツレクリエーションの拠点として適切な維持管理を図るとともに、必要に応じ整備を図る。

うだつの町並みやたばこ資料館などの歴史的史跡と丸山公園や諏訪公園、へそっこ公園を日常のふれあいや交流の場として活用を図る。

ｃ．防災系統

山林や河川等については、適切な保全、管理により地滑りや洪水等の災害防止に努める。

中心市街地においては、普段は町民の憩いの場として、非常時には防災機能を有する公園や緑地の整備を推進する。

３）主要な緑地の確保目標

優先的におおむね１０年以内に実施することを予定する主要な施設は次のとおりである。

・吉野川運動公園（運動公園） ・諏訪公園	・丸山公園（総合公園）

19

新

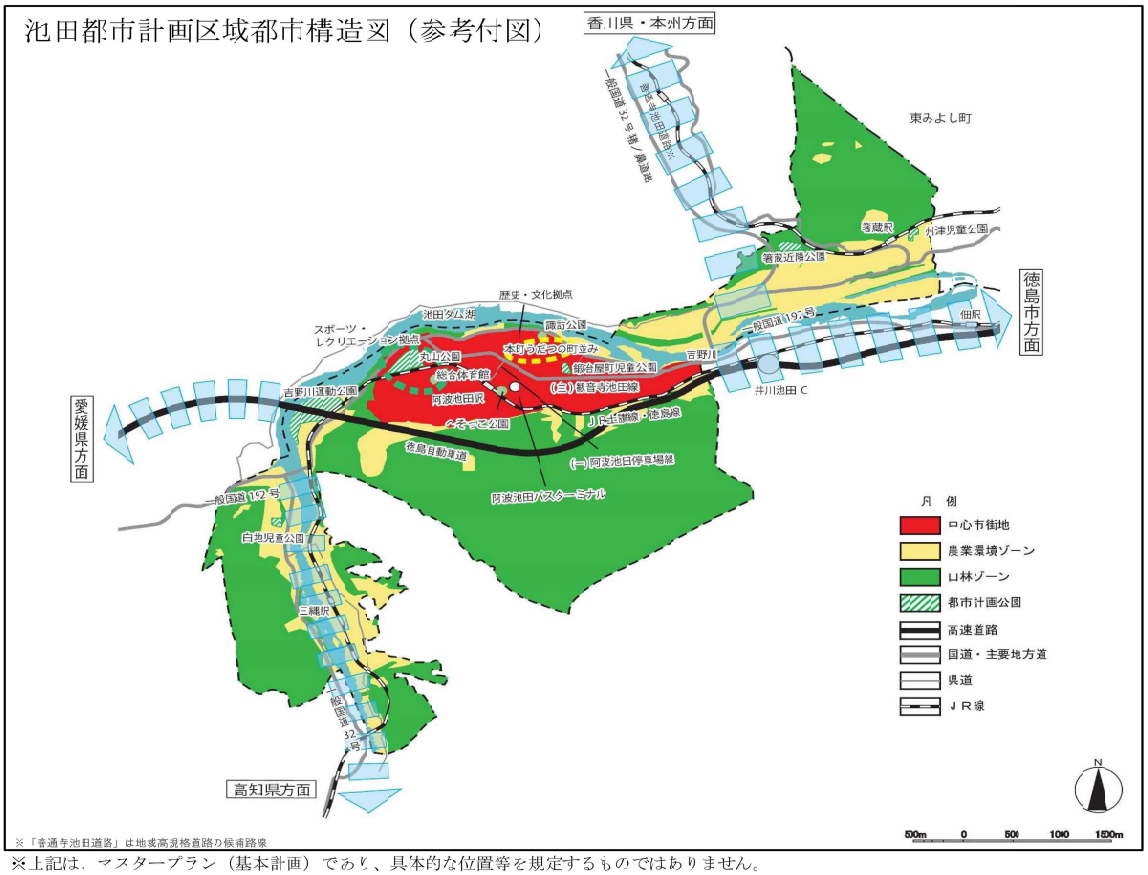

※上記は、マスタープラン（基本計画）であり、具体的な位置等を規定するものではありません。

旧

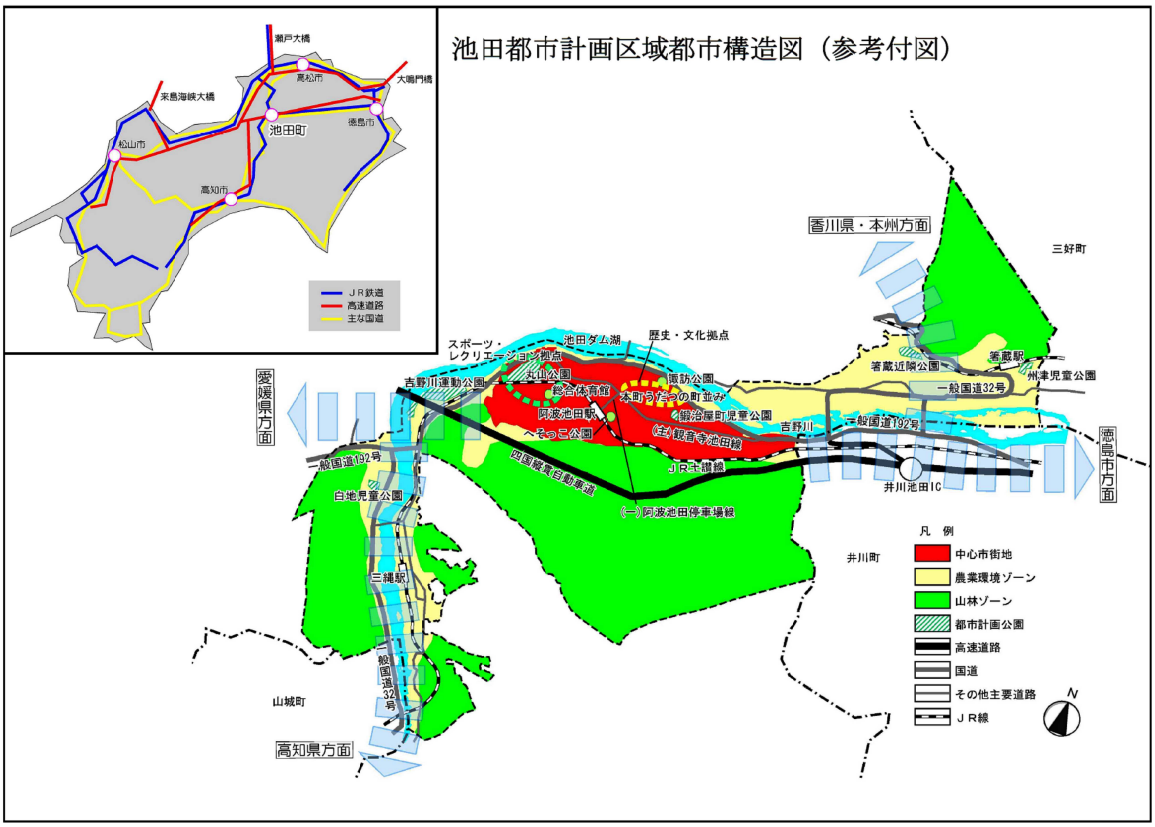

※上記は、マスタープラン(基本計画)であり、具体的な位置等を規定するものではありません。

21

新	旧
貞光都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （貞光都市計画区域マスタープラン） （案） 令和４年２月 徳島県	貞光都市計画 都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針 徳島県 平成１６年５月

１．基本的考え方

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」という。）」は、平成１２年５月の都市計画法改正により、全ての都市計画区域において定めるとされたものであり、都道府県が一市町村を越える広域的観点から、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにし、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものである。

貞光都市計画区域（以下、「本区域」という。）では、平成１６年５月に都市計画区域マスタープランを策定している。

その後、本区域においては、町村合併や「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」の認定等により、周辺地域との連携強化が求められる中、本格的な人口減少・超高齢社会問題、切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震に加え、気候変動の影響により頻発・激甚化する豪雨災害への備え、さらには「新型コロナウイルス感染症対策」と社会経済活動の両立を図る観点から、アフターコロナを見据えた新たな日常「ニューノーマル」への適応など、様々な新たな課題への対応が求められている。

このように、社会経済情勢が大きく変化し、都市のあり方を見直す大きな転換期を迎えていることから、将来の西部圏域の都市計画区域のあり方を見据え、バックキャスティングの視点に立つとともに、「人口減少」、「災害列島」及び「新型コロナ」の３つの国難への対応や、「デジタル社会」、「グリーン社会」の推進など新たな視点を盛り込み、

・　ニューノーマル時代に対応する新次元の分散型国土の創出
・　防災・減災を主流化したコンパクトシティの実現
・　気候変動対策の推進による脱炭素社会の実現

を「都市づくりの方向性」の柱として、都市づくりの理念、土地利用の方針等について検討し、都市計画区域マスタープランの見直しを行った。

見直しにおいては、無秩序な市街地の拡大の恐れがないことから引き続き「区域区分は定めない」こととしている。

また、主要な都市計画の決定方針として、

・　居住や都市機能を誘導し、集約化を図るコンパクトなまちづくりと交通ネットワーク及び情報ネットワークの連携による効率的な都市構造の形成
・　大規模自然災害に備えた防災・減災対策と発災後の迅速かつ円滑な「都市の再生」を実現するための平時からの「事前復興」の取組
・　全国屈指の光ブロードバンド環境を基盤とし、「ニューノーマル」に対応したサテライトオフィスの誘致やワーケーションの推進
・　「グリーンインフラ機能」を有する農地・緑地等の保全・活用や、自然・水素エネルギーの導入推進
・　歴史的、文化的な価値を有する町並みの保全・活用

など、新たなまちづくりの考え方のもと、マスタープランを示すこととした。

都市構造やライフスタイルの変化等に対する柔軟性や、リスクに対する冗長性を備えた都市として、時代の変革に柔軟かつ大胆に対応するため、本都市計画区域マスタープランは、適宜、見直しを行うものとし、安全・安心で豊かな暮らしを将来世代に引き継ぎ、持続可能なまちづくりを推進していくものとする。

２．都市計画の目標

２－１　基本的事項

１）目標年次

目標年次については、平成２７年（２０１５年）を基準年として、都市づくりの理念や将来の都市構造については、おおむね２０年後の令和１７年（２０３５年）の姿を展望し方針を策定する。

なお、区域区分及び都市施設の整備等は、策定からおおむね１０年後の令和１２年（２０３０年）の姿として策定する。

２）範囲

本区域はつるぎ町の一部を範囲として、その規模は次のとおりである。

区　　域	市町名	範　　囲	面　　積	備考 （行政区域）
貞光都市計画区域	つるぎ町	行政区域の一部	447 ha	19,484 ha

２－２　都市づくりの基本理念

１）現状と課題

本区域は、平成１７年３月に旧半田町・貞光町・一宇村の合併により誕生したつるぎ町の北部に位置し、古くから、たばこや藍づくり、養蚕等が盛んで商人町として栄えてきた。

本区域の面積は、つるぎ町全体の僅か２％程であるが、全町民の約４割が居住しており、つるぎ町の中心地として、重要な役割を担っている。

また、本区域には、緑豊かな山々や吉野川、貞光川など恵まれた自然環境に加え、旧永井家庄屋屋敷や二層うだつの町並みなど歴史的資源があり、町では「つるぎ町町並み保存条例」を策定し、伝統的な町並みの保全に努めている。加えて、霊峰剣山へのアクセス道路である国道４３８号が通り、剣山登山の玄関口としての役割も担っており、平成２０年７月には、つるぎ町をはじめ２市２町からなる「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」の認定を受けるなど、本県西部圏域における広域的な観点も踏まえ、周辺地域との連携強化や役割分担を図りつつ、地域の個性を活かしたまちづくりが求められている。

しかし、近年では、少子化や若年層の流出などにより、人口が減少し過疎化の進行が著しく、６５歳以上の人口が全町民の４割を超えるなど、高齢化も進行している。

このようなことから、本区域においては、地域コミュニティや日常生活サービス機能を維持するため、居住や都市機能を誘導し、集約化したコンパクトなまちづくりを推進するとともに、市街地と周辺既存集落等を交通ネットワーク及び情報ネットワークで結び、連携を強化した効率的な都市構造の形成を図る必要がある。

また、本区域は、河川や山地に囲まれた地形的な制約のもと、古くから商人町として市街地が形成されてきた。このため、建築物が密集し狭隘道路が多く、車でのアクセスが不便なだけでなく、土砂災害や浸水等の災害ハザードエリアが存在しており、切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震に加え、気候変動の影響により頻発・激甚化する豪雨災害への備えなど防災上の課題も抱えている。このことから、限られた都市空間に

１．都市計画の目標

１－１　基本的事項

１）目標年次

目標年次については、平成12年を基準年として、中期的な目標年次を平成22年、長期的な目標年次を平成32年として策定する。

・都市づくりの理念については、平成32年を想定し方針を策定する。

・区域区分及び都市施設の整備等は上記方針のもとに、平成22年の姿として策定する。

２）範囲

本都市計画区域は貞光町の一部を範囲として、その規模は次のとおりである。

区　　域	市町名	範　　囲	面　　積
貞光都市計画区域	貞光町	行政区域の一部	約447 ha

１－２　都市づくりの基本理念

１）現状と課題

貞光都市計画区域は、徳島県の西部、貞光町の北部に位置し、面積は行政区域の１割に満たないが、全町民の７割以上が居住する貞光町の中心地である。

古くから、たばこや藍づくり、養蚕等が盛んで商人町として栄え、現在でも旧永井家庄屋屋敷や二層うだつの町並みが存在し、町では「貞光町町並み保存条例」を策定し、伝統的な町並みの保存を図っている。

また、貞光川上流部は霊峰剣山や貞光渓谷などの豊かな自然に恵まれ、四国縦貫自動車道や本州四国連絡道路の開通に伴い、本町を訪れる観光客は増加しており、本都市計画区域においても剣山登山の玄関口としての整備や二層うだつの町並みなどの歴史的資源の活用が求められている。

しかし、近年は若年層の流出などにより、人口が減少し過疎化の進行が著しく、６５歳以上の人口が全町民の約３割を占めるなど、高齢化も進行している。

また、古くから商人町として市街地が形成されてきたため、建築物が密集し狭隘道路が多く、車でのアクセスが不便なだけでなく防災上の課題も抱えている。

おいて都市の防災性を高めつつ、大規模自然災害発災後の迅速かつ円滑な都市の再生を実現する「事前復興」の視点に立ったまちづくりを行う必要がある。

さらに、「新型コロナウイルス感染症対策」と社会経済活動の両立を図る観点から、アフターコロナを見据えた新たな日常「ニューノーマル」への適応が求められている。

このような課題に対応するため、「デジタル社会」及び「グリーン社会」の実装に向けた取組みを基盤とするとともに、豊かな自然や歴史・文化資源を活かし、持続可能で魅力あるまちづくりを推進する必要がある。

２）都市づくりの理念

徳島県では、「徳島県西部圏域振興計画（第４期）」の長期ビジョンにおいて、「日本の原風景を残す豊かな風土で世界を魅了しているにし阿波」、「安全・安心な暮らしを礎に夢を持ちチャレンジしているにし阿波」、「独自の伝統と多様な交流が潤いを生み出しているにし阿波」を目指すべき将来像に定めている。

また、つるぎ町では、「第２次つるぎ町総合振興計画」において、誰しもが住み続けたい「終の棲家を実感できるまち」を基本理念として、「活力のある産業と交流のまち」、「自然環境と調和のとれたまち」、「誇りある歴史と文化のまち」、「思いやり豊かでみんなが主役のまち」、「未来に希望のもてるまち」を目指すこととしている。

そこで、本区域では、「安全・安心で暮らしやすい住環境の形成と、豊かな自然と歴史的文化が共生した交流のまちづくり」を将来像とし、まちづくりの理念を次のように定める。

・すべての人が暮らしやすい、安全で安心なまちづくり

・美しく豊かな自然環境を保全・活用し、自然と調和したまちづくり

・地域の魅力ある資源を活かし、交流が広がるまちづくり

３．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針

３－１　区域区分の有無

本区域では、これまで区域区分を定めておらず、人口集中地区（ＤＩＤ）も設定されていない。

人口、世帯数については、少子高齢化が進み、今後も減少傾向で推移することが予測され、工業出荷額は横ばい、商品販売額は減少傾向にある。

現在も農地や自然環境と調和した都市形成が図られており、今後も、無秩序に市街地が拡大する恐れはないと考えられる。

このようなことから、本区域においては、引き続き区域区分を定めないこととする。

４．主要な都市計画の決定の方針

４－１　土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

１）土地利用の基本方針

本区域では、人口減少や高齢化が進行する中、持続可能なまちづくりを実現するため、居住や都市機能を誘導し、集約化を図るコンパクトなまちづくりと、交通ネットワーク及び情報ネットワークの連携による、効率的な都市構造の形成を図るものとする。

このようなことから、高齢化社会に対応した成熟した住みよい都市として、都市基盤の質の向上や快適な住環境の形成が求められており、また、豊かな自然や歴史的資源を活用した交流のまちづくりが重要な課題となっている。

２）都市づくりの理念

徳島県では、地域に暮らすみんなが住みやすいまちづくりの展開や地域の防災性の向上等に留意した都市づくりを目指している。

また「第４次貞光町総合計画」では、「歴史と伝統を尊び新たな時代の飛躍に向けて誇り・躍動・安堵感のあるまち阿波貞光」をキャッチフレーズとして、成長型社会から成熟型社会へ移行しようとする町の姿を肯定的にとらえ、町民が誇りを持てるまちづくり、いきいきと躍動するまちづくり、安堵感を持って暮らせるまちづくりを目指すこととしている。

そこで、本区域では、「暮らしやすい安堵感のある住環境の形成と豊かな自然と歴史的文化が共生した交流のまちづくり」を図ることを都市づくりの理念とする。

２．区域区分の決定の方針

２－１　区域区分の有無

貞光都市計画区域では、これまで過疎や少子高齢化が進み、今後も人口、世帯数ともに横這いもしくは減少傾向で推移することが推計される。また、工業出荷額、商品販売額は、近年、減少傾向で推移しており、今後もその傾向で推移することが予想されることから、無秩序に市街地が拡大する恐れはないと考えられる。

このようなことから、本都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

３．主要な都市計画の決定の方針

３－１　土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

また、切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震に加え、気候変動の影響により頻発・激甚化する豪雨災害などあらゆる大規模自然災害に対し、「すべての人命を守る」という視点や、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生を実現するための「事前復興」の視点から、都市の防災性向上を図るものとする。

さらには、首都圏から地方への人の流れを創出し、新技術を活用した新たな価値観や働き方に対応するため、豊かな自然環境を基盤とした「グリーン社会」の推進や、全国屈指の光ブロードバンド環境を基盤とした「デジタル社会」の推進による地方創生の観点を踏まえ、地域特性に応じた土地利用の方針を定めるものとする。

２）主要用途の配置の方針

本区域は、住宅地を中心として市街地が形成されており、町役場や商業施設との近接性を活かした、コンパクトで快適な居住環境の創出を図るものとする。

ＪＲ貞光駅や一般県道半田貞光線周辺の商業施設が立地する区域は、事業所や日常生活に必要なサービス施設を誘導し、地域特性に応じて適切な土地利用を図ることにより、商業と住宅が調和した、にぎわいのあるまちづくりを目指す。

また、旧一宇街道沿線については、「歴史・文化拠点」として、二層うだつの町並みや旧永井家庄屋屋敷などの歴史的資源の保全に努め、良好な町並みや都市景観の形成を図る。

なお、都市計画区域外であるが、小山北・第２小山北・第３小山北工業団地については、本町の工業・流通拠点として産業立地を促進する。

３）土地利用の方針

ａ）地域固有の資源の活用に関する方針

本区域には、道の駅貞光ゆうゆう館や、二層うだつの町並み、旧永井家庄屋屋敷などの交流施設や歴史的資源が存在する。

これら特色ある施設や資源を生かしていくため、周辺環境の整備や機能の充実等、地域資源を活用した個性豊かなまちづくりに向けた土地利用を図る。

また、全国屈指の光ブロードバンド環境を基盤とし、「デジタル技術・データ」を活用した様々な働き方の創出、空き家や遊休施設を活用したサテライトオフィスの誘致やワーケーションの推進、新たな産業の創出による雇用の確保に努める。

ｂ）居住環境の改善又は維持に関する方針

町地区や西浦地区、東浦地区の住宅密集地については、狭隘道路の改善等、災害時の避難路やオープンスペースの確保に努める。

また、既存住宅のバリアフリー化やリフォームを推進するとともに、空き地、空き家等の低未利用地の利活用による定住・移住を促進する。

ｃ）都市防災に関する方針

切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震に加え、気候変動の影響により頻発・激甚化する水害や土砂災害等、自然災害が発生する恐れのある区域については、ハザードマップによる災害リスクの周知等により、住民の防災意識の向上を図る。

また、災害時の避難路や避難施設の確保、緊急輸送路の機能強化に努めるとともに、災害リスクの低い地域への立地誘導などにより、災害リスクの低減・回避を図る。

１）主要用途の配置の方針

本都市計画区域の市街地は、住宅地を中心として構成されており、町役場や商業施設との近接性を生かした、コンパクトで快適な居住環境の形成を図るものとする。

ＪＲ貞光駅や一般県道半田貞光線周辺の商業施設が立地する区域は、商業と住宅が調和した、にぎわいのあるまちづくりを目指す。

旧一宇街道沿線については、二層うだつの町並みや旧永井家庄屋屋敷などの歴史的資源の保全を図る。

なお、都市計画区域外であるが、小山北工業団地については、本町の工業・流通拠点として産業立地を促進する。

２）土地利用の方針

①　地域固有の資源の活用に関する方針

本区域には、道の駅貞光ゆうゆう館や、二層うだつの町並み、旧永井家庄屋屋敷などの交流施設や歴史資源が存在する。

これら特色ある施設や資源を生かしていくため、周辺環境の整備や機能の充実等、地域資源を活用した個性豊かなまちづくりに向けた土地利用を図る。

②　居住環境の改善又は維持に関する方針

町地区や西浦地区、東浦地区の住宅密集地については、狭隘道路の改善等、災害時の避難路やオープンスペースの確保に努める。

さらには、大規模自然災害の発災後、迅速かつ円滑な都市の再生を実現するための「事前復興まちづくり計画」策定に向け、平時から事前準備や住民との合意形成に努めるとともに、まちづくりの整備手法や防災・減災対策の優先度について、検討を行う。

ｄ）優良な自然環境との共生に関する方針

緑豊かな山々や吉野川、貞光川などの恵まれた自然環境を保全するとともに、市街地内の緑の創出に努め、優良な自然環境と共生するまちづくりを進める。

４－２　都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

１）交通施設の都市計画の決定の方針

ａ）基本方針

○交通体系の整備の方針

本区域では、広域的な交通体系として、東西方向にはＪＲ徳島線と並行して一般国道１９２号が通り、また、南北方向には一般国道４３８号により徳島自動車道の美馬インターチェンジに接続するなど、整備が図られている。

一方、一般国道１９２号以南の道路網は、幹線道路として一般国道４３８号が順次、改良が進められているものの未改良区間も多く、また、補助幹線道路や地区内道路についても、歩道等の未整備や狭隘道路が多いなど、防災上の課題も抱えている。

このことから、本区域においては、吉野川、貞光川や剣山などの豊かな自然環境と二層うだつの町並みなど歴史的文化を活かした交流のまちづくりを進めるため、引き続き、幹線道路である一般国道４３８号の整備を図るとともに、市街地では補助幹線道路や地区内道路を整備することにより、高齢化社会に対応した都市基盤の質の向上を図る。

また、人口が減少し、町村合併による行政区域が拡大した状況において、地域が担ってきた役割・機能を保持し、地域コミュニティを維持するため、公共交通ネットワークの最適化を図るとともに、公共交通の利便性の向上及び利用促進に努める。

ｂ）整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、土地利用と整合した道路整備を計画的、効率的に進める。

○道路

・幹線道路

一宇地区や剣山など貞光川上流部との連携を図る一般国道４３８号の整備を推進する。

・補助幹線道路及び地区内道路

一般国道１９２号との連携機能の向上を図るとともに、子供や高齢者、障がい者に配慮するなど、バリアフリー、さらにはユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、駅、役場、商業施設等への安全で快適な交通ネットワークづくりを推進する。

都市計画道路大須賀前田線については、二層うだつの町並みの保存や活用の観点から、都市計画道路の見直しを図る。

○その他

鉄道やコミュニティバス等の公共交通については、利便性の向上及び利用促進に努め、

③　優良な自然環境との共生に関する方針

緑豊かな山々や吉野川などの恵まれた自然環境を保全するとともに、市街地内の緑の創出に努め、優良な自然環境と共生するまちづくりを進める。

３－２　都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

１）　交通施設の都市計画の決定の方針

○　基本方針

ａ．交通体系の整備の方針

本都市計画区域では、広域的な交通体系として、東西方向に一般国道192号とJR徳島線が並行して通過し、また、南北方向に一般国道438号が四国縦貫自動車道の美馬インターチェンジを経由し坂出市と連結するなど、一定の整備が図られている。

一方、一般国道192号以南の道路網は、幹線道路として一般国道438号が順次、改良が進められているものの未改良区間も多く、また、補助幹線道路や地区内道路についても、歩道等の未整備や狭隘道路が多いなど、防災上の課題も抱えている。

本都市計画区域では、貞光川や剣山などの豊かな自然環境と二層うだつの町並みなど歴史的文化を活かした交流のまちづくりを進め、また高齢化社会に対応した都市基盤の質の向上を図るため、引き続き、一般国道438号の整備を図り、通過交通の市街地からの分離を図るとともに、市街地では補助幹線道路や地区内道路の整備を図るほか、二層うだつの町並みなどの歴史的資源の適切な保全を図る。

ｂ．整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、土地利用と整合した道路整備を計画的、効率的に進める。

○　主要な施設の配置の方針

ａ．道路

ア．幹線道路の整備

剣山など貞光川上流部との連携を図る一般国道438号の整備を推進する。

イ．補助幹線道路や地区内道路の整備

一般国道192号との連携機能の向上を図るとともに、子供や高齢者、障害者に配慮するなど、バリアフリー、さらにはユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、駅、役場、商業施設等への安全で快適な交通ネットワークづくりを推進する。

都市計画道路大須賀前田線については、二層うだつの町並みの保存や活用の観点から、都市計画道路の見直しを図る。

維持・存続を図る。また、交通弱者に対する地域の多様な移動手段の確保を図る。

ｃ）主要な施設の整備目標

優先的におおむね１０年以内に実施することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

○道路

一般国道４３８号の整備

２）下水道及び河川の都市計画の決定の方針

ａ）基本方針

○下水道及び河川の整備方針

・下水道

公共用水域の水質保全、自然環境保全の観点から、公共下水道及び農業集落排水施設の適切な機能維持に努めるともに、その他事業区域外の地域においては、合併処理浄化槽の設置を推進する。

・河川

水災害リスクを踏まえた防災まちづくりを進めるため、「流域治水」の考え方を盛り込みながら治水対策を推進する。

また、防災上支障のない限り、現況の豊かな自然環境に配慮し、自然と調和した良好な水辺空間の整備と保全に努める。

ｂ）整備水準の目標

○下水道

「とくしま生活排水処理構想２０１７」で位置づけられた公共下水道、農業集落排水施設の適切な機能維持に努めるともに、その他事業区域外の地域においては、合併処理浄化槽の設置を推進する。

○河川

各水系の砂防事業や河川整備計画で定める目標流量などを安全に流下させるための河川事業などの事業進捗を図るとともに、既存施設の適切な維持管理に努める。

○　主要な施設の整備目標

優先的におおむね１０年以内に実施することを予定する主要な施設は次のとおりである。

ａ．道路

一般国道438号宮平バイパスの整備

２）　下水道及び河川の都市計画の決定の方針

○　基本方針

ａ．下水道及び河川の整備の方針

ア．下水道

公共用水域の水質保全、自然環境保全の観点から、公共下水道の整備、農業集落排水施設の整備、浄化槽の設置を推進する。

イ．河川

急峻な山地河川が多く、災害に強いまちづくりを推進していく必要があるため、治水対策を推進する。

ｂ．整備水準の目標

ア．下水道

本区域における公共下水道については、事業計画（処理面積約７７ｈａ、処理人口約３，１００人）に 基づき公共下水道の整備を促進する。

イ．河川等

災害に対する安全度を高めるため治水対策を講じるとともに、防災上支障のない限り豊かな自然環境に配慮し、良好な水辺環境の整備と保全に努める。

○　主要な施設の配置の方針

ア．下水道

本区域の北部に下水処理場が配置されている。また、下水道計画区域の汚水を合理的に処理場に収集する幹線管渠を整備する。

イ．河川等

各水系の砂防事業や河川事業などの事業進捗を図る。

○　主要な施設の整備目標

優先的におおむね１０年以内に実施することを予定する主要な施設は次のとおりである。

・貞光町公共下水道事業

28

４－３　市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

１）市街地開発の方針

狭隘道路の改善やオープンスペースの確保の必要がある住宅密集地においては、地域の状況に応じた事業や地区計画等の制度の活用により、居住環境の整備改善を図る。

４－４　自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

１）基本方針

都市計画公園として整備された公園は、八坂児童公園の１箇所のみである。公園は、憩いの場としてだけではなく、災害時の避難場所や延焼遮断など、防災上も重要な役割を果たすことが期待できることから、計画的な整備充実を図る。

また、市街地の周辺に形成されている緑豊かな森林や農地は、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の機能を有するグリーンインフラとして保全・活用に努めるとともに、自然エネルギーや水素エネルギー等の活用による地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の実現に取り組む。

２）主要な緑地の配置の方針

ａ）環境保全系統

都市の豊かな自然環境を創出している吉野川や貞光川、太田川などは、水資源を涵養し、生物の成育や生息域等の貴重な自然環境であることから今後とも保全を図っていく。

また、市街地周辺に広がる農地や森林などの自然資源については、自然環境の保全を図るほか、市街地内の社寺等の緑地を保全することにより、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成などグリーンインフラとしての機能が効果的に発揮されるよう努める。

ｂ）レクリエーション系統

本区域には、道の駅貞光ゆうゆう館や貞光ゆうゆうパーク、二層うだつの町並み、旧永井家庄屋屋敷などの交流施設や歴史的資源が存在する。

これら、特色ある施設や資源を生かしていくため、景観に配慮した緑道や遊歩道によるネットワーク化を推進する。

また、貞光ゆうゆう館や貞光ゆうゆうパークは、「交流拠点」として積極的な情報発信を行い、適正な施設の維持管理に努めるとともに、必要な整備を図る。

ｃ）防災系統

山林や河川等については、適切な保全、管理により、土砂災害や洪水などの発生及び拡大防止に努める。

また、建物が密集する中心市街地や集落地においては、普段は町民の憩いの場として、自然災害の発生時には避難場所や活動拠点としての防災機能を有する公園や緑地の整備を推進する。

３－３　市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

１）主要な市街地開発の方針

狭隘道路の改善やオープンスペースの確保の必要がある住宅密集地においては、地区計画等、地域の状況に応じた事業や制度の活用により、居住環境の整備改善を図る。

３－４　自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

１）基本方針

都市計画公園として整備された公園は、八坂街区公園の１箇所のみである。公園は、憩いの場としてだけではなく、災害時の避難場所や延焼遮断など、防災上も重要な役割をはたすことが期待できることから、計画的な整備充実を図る。

また、市街地の周辺に形成されている緑豊かな森林や農地などの優良な自然環境の保全、活用に努める。

２）主要な緑地の配置の方針

ａ．環境保全系統

都市の豊かな自然環境を創出している吉野川や貞光川、太田川などは、水資源の涵養や生物の成育、生息域等の貴重な自然環境であることから今後とも保全を図っていく。

また、市街地周辺に広がる農地や森林などの自然資源については、自然環境の保全を図るほか、市街地内の社寺等の緑地の保全を図る。

ｂ．レクリエーション系統

本都市計画区域には、道の駅貞光ゆうゆう館や貞光ゆうゆうパーク、二層うだつの町並み、旧永井家庄屋屋敷などの交流施設や歴史資源が存在する。

これら、特色ある施設や資源を生かしていくため、景観に配慮した緑道や遊歩道によるネットワーク化を推進する。

また、貞光ゆうゆう館や貞光ゆうゆうパークは、交流の拠点として適正な施設の維持管理に努めるとともに、必要な整備を図る。

ｃ．防災系統

山林や河川等については、適切な保全、管理により地滑りや洪水等の災害防止に努める。

中心市街地においては、普段は町民の憩いの場として、非常時には防災機能を有する公園や緑地の整備を推進する。

３）主要な緑地の確保目標

優先的におおむね１０年以内に実施することを予定する主要な施設は次のとおりである。

・貞光ゆうゆうパーク

29

新	旧
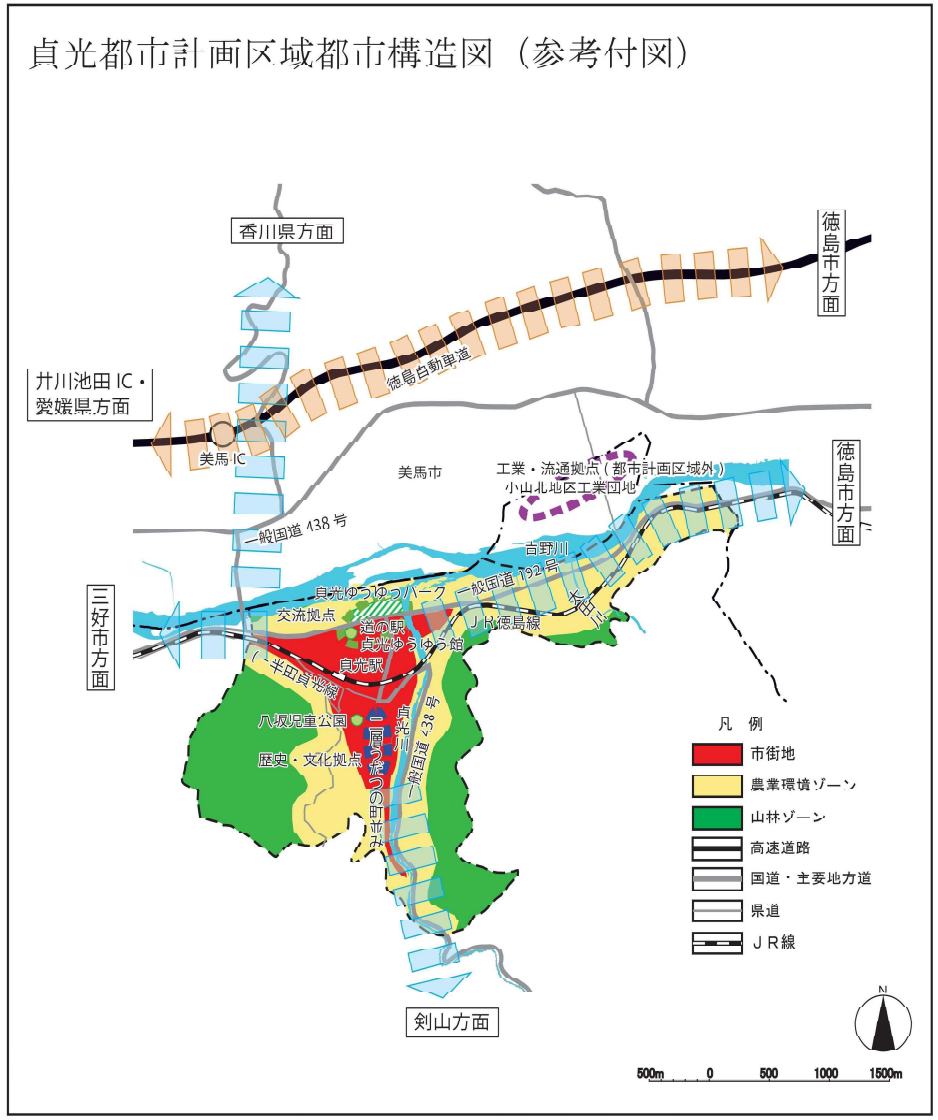	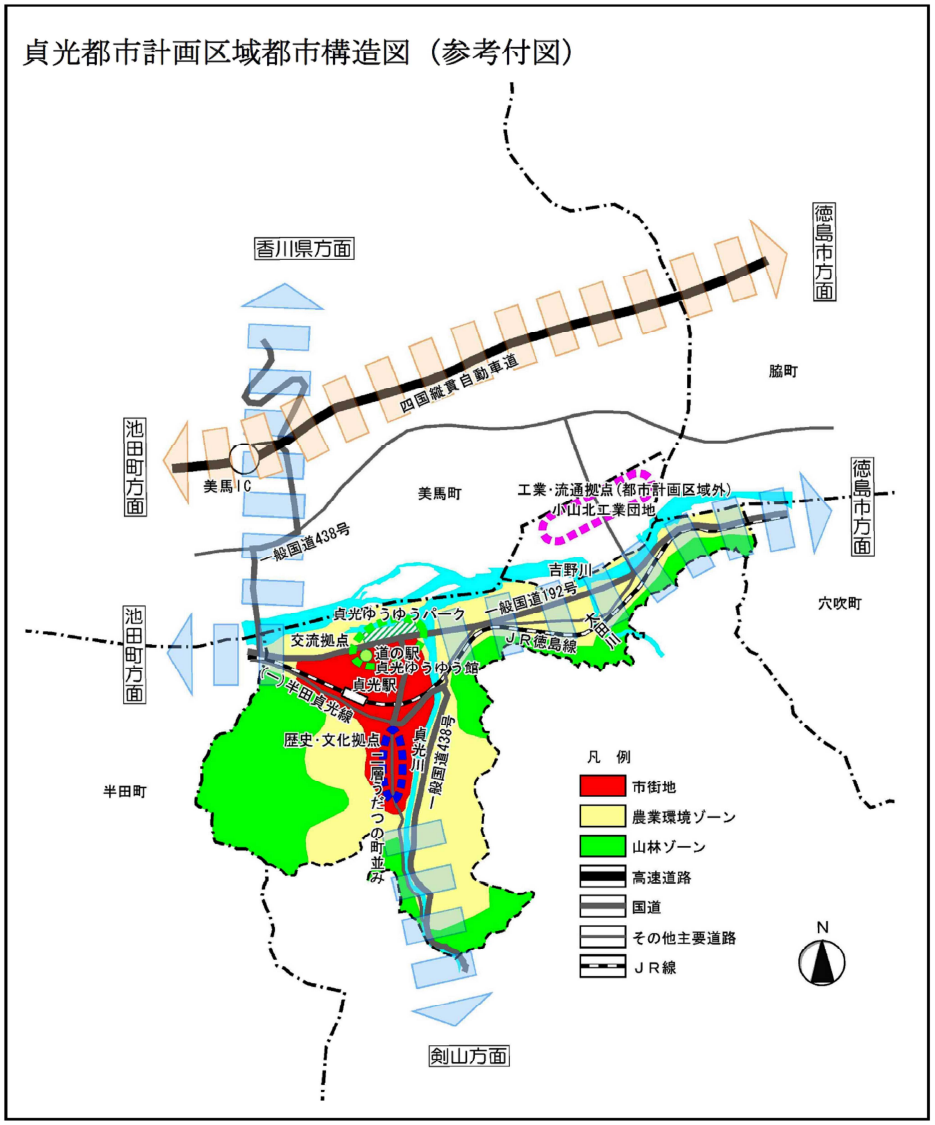

※上記は、マスタープラン（基本計画）であり、具体的な位置等を規定するものではありません。

※上記は、マスタープラン(基本計画)であり、具体的な位置等を規定するものではありません。

31

新	旧
脇都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （脇都市計画区域マスタープラン） （案） 令和４年２月 徳島県	脇都市計画 都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針 徳島県 平成１６年５月

１．基本的考え方

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」という。）」は、平成１２年５月の都市計画法改正により、全ての都市計画区域において定めるとされたものであり、都道府県が一市町村を越える広域的観点から、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにし、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものである。

脇都市計画区域（以下、「本区域」という。）では、平成１６年５月に都市計画区域マスタープランを策定している。

その後、本区域においては、町村合併や「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」の認定等により、周辺地域との連携強化が求められる中、本格的な人口減少・超高齢社会問題、切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震に加え、気候変動の影響により頻発・激甚化する豪雨災害への備え、さらには「新型コロナウイルス感染症対策」と社会経済活動の両立を図る観点から、アフターコロナを見据えた新たな日常「ニューノーマル」への適応など、様々な新たな課題への対応が求められている。

このように、社会経済情勢が大きく変化し、都市のあり方を見直す大きな転換期を迎えていることから、将来の西部圏域の都市計画区域のあり方を見据え、バックキャスティングの視点に立つとともに、「人口減少」、「災害列島」及び「新型コロナ」の３つの国難への対応や、「デジタル社会」、「グリーン社会」の推進など新たな視点を盛り込み、

・　ニューノーマル時代に対応する新次元の分散型国土の創出
・　防災・減災を主流化したコンパクトシティの実現
・　気候変動対策の推進による脱炭素社会の実現

を「都市づくりの方向性」の柱として、都市づくりの理念、土地利用の方針等について検討し、都市計画区域マスタープランの見直しを行った。

見直しにおいては、無秩序な市街地の拡大の恐れがないことから引き続き「区域区分は定めない」こととしている。

また、主要な都市計画の決定方針として、

・　居住や都市機能を誘導し、集約化を図るコンパクトなまちづくりと交通ネットワーク及び情報ネットワークの連携による効率的な都市構造の形成
・　大規模自然災害に備えた防災・減災対策と発災後の迅速かつ円滑な「都市の再生」を実現するための平時からの「事前復興」の取組
・　全国屈指の光ブロードバンド環境を基盤とし、「ニューノーマル」に対応したサテライトオフィスの誘致やワーケーションの推進
・　「グリーンインフラ機能」を有する農地・緑地等の保全・活用や、自然・水素エネルギーの導入推進
・　歴史的、文化的な価値を有する町並みの保全・活用

など、新たなまちづくりの考え方のもと、マスタープランを示すこととした。

都市構造やライフスタイルの変化等に対する柔軟性や、リスクに対する冗長性を備えた都市として、時代の変革に柔軟かつ大胆に対応するため、本都市計画区域マスタープランは、適宜、見直しを行うものとし、安全・安心で豊かな暮らしを将来世代に引き継ぎ、持続可能なまちづくりを推進していくものとする。

２．都市計画の目標

２－１　基本的事項

１）目標年次

目標年次については、平成２７年（２０１５年）を基準年として、都市づくりの理念や将来の都市構造については、おおむね２０年後の令和１７年（２０３５年）の姿を展望し方針を策定する。

なお、区域区分及び都市施設の整備等は、策定からおおむね１０年後の令和１２年（２０３０年）の姿として策定する。

２）範囲

本区域は美馬市の一部を範囲として、その規模は次のとおりである。

区　　域	市町名	範　　囲	面　　積	備考 （行政区域）
脇都市計画区域	美馬市	行政区域の一部	2,095 ha	36,714 ha

２－２　都市づくりの基本理念

１）現状と課題

本区域は、平成１７年３月に旧脇町・美馬町・穴吹町・木屋平村の合併により誕生した美馬市の中央部を範囲としており、古くから撫養街道と讃岐街道が交差する地の利のもと、阿波藍を扱う商人町として栄えてきた。現在でも、主要地方道鳴門池田線と一般国道１９３号が交差し、徳島自動車道が脇町ＩＣで接続する交通の要衝であり、美馬地域の官公庁や民間事業所の多くが位置するなど、重要な役割を担っている。近年では、主要地方道鳴門池田線のバイパスの沿道において、商業施設の集積が進んでいる。

また、本区域では、「うだつ」を持つ商家などの歴史的な町並みが美馬市脇町南町伝統的建造物群保存地区として保全されており、大谷川周辺は、観光や交流の拠点として一体的な整備に取り組んでいる。平成２０年７月には、美馬市をはじめ２市２町からなる「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」の認定を受けるなど、本区域においては、本県西部圏域における広域的な観点も踏まえ、周辺地域との連携強化や役割分担を図りつつ、地域の個性を活かしたまちづくりが求められている。

その一方で、近年、少子化の進行や若年層の流出などにより、人口減少や高齢化が進行する中、主要地方道鳴門池田線の脇町商店街周辺など既成市街地では、空き家や空き店舗等による低未利用地が増加している。このため、サテライトオフィスの誘致やリノベーション等による利活用に取り組んでおり、今後も積極的に低未利用地対策を推進する必要がある。

このようなことから、本区域においては、人口減少・高齢化への対応に加え、地域間交流を促進し、生活環境や都市機能を維持していくため、居住や都市機能を誘導し、集約化したコンパクトなまちづくりを推進するとともに、市街地と周辺既存集落等を交通ネットワーク及び情報ネットワークで結び、連携を強化した効率的な都市構造の形成を図る必要がある。

１．都市計画の目標

１－１　基本的事項

１）目標年次

目標年次については、平成12年を基準年として、中期的な目標年次を平成22年、長期的な目標年次を平成32年として策定する。

・都市づくりの理念については、平成32年を想定し方針を策定する。

・区域区分及び都市施設の整備等は上記方針のもとに、平成22年の姿として策定する。

２）範囲

本都市計画区域は脇町の一部を範囲として、その規模は次のとおりである。

区　　域	市町名	範　　囲	面　　積
脇都市計画区域	脇町	行政区域の一部	約2,095 ha

１－２　都市づくりの基本理念

１）現状と課題

脇都市計画区域は徳島県西部、脇町の南部を範囲とし、古くから撫養街道と讃岐街道が交差するという地の利のもと、阿波藍を扱う商人町として栄え、現在でも四国縦貫自動車道や一般国道193号、主要地方道鳴門池田線などが通過する交通の要衝である。

さらに本都市計画区域には、美馬地域の官公庁や民間事業所の出先機関が多く位置するなど、重要な役割を持っている。

また、本都市計画区域では、「うだつ」を持つ商家などの歴史的な町並みが脇町南町伝統的建造物群保存地区として保全され、大谷川周辺は、観光や交流の拠点として一体的な整備が図られている。

しかし、近年は、若年層の流出などにより高齢化が進み、主要地方道鳴門池田線沿線などの市街地では、空き家や店舗の閉鎖など空洞化が見られる。

34

また、本区域は、河川や山林に囲まれた地形条件のもと、市街地が形成されてきた。このため、道路が狭隘で建物等が密集した既成市街地や、土砂災害や浸水等の災害ハザードエリアが存在しており、切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震に加え、気候変動の影響により頻発・激甚化する豪雨災害への備えなど大規模自然災害に対する防災・減災対策が課題となっている。このことから、限られた都市空間において都市の防災性を高めつつ、大規模自然災害発災後の迅速かつ円滑な都市の再生を実現する「事前復興」の視点に立ったまちづくりを行う必要がある。

さらに、「新型コロナウイルス感染症対策」と社会経済活動の両立を図る観点から、アフターコロナを見据えた新たな日常「ニューノーマル」への適応が求められている。

このような課題に対応するため、「デジタル社会」及び「グリーン社会」の実装に向けた取組みを基盤とするとともに、豊かな自然や歴史・文化資源を活かし、持続可能で魅力あるまちづくりを推進する必要がある。

２）都市づくりの理念

徳島県では、「徳島県西部圏域振興計画（第４期）」の長期ビジョンにおいて、「日本の原風景を残す豊かな風土で世界を魅了しているにし阿波」、「安全・安心な暮らしを礎に夢を持ちチャレンジしているにし阿波」、「独自の伝統と多様な交流が潤いを生み出しているにし阿波」を目指すべき将来像に定めている。

また、美馬市では、「第３次美馬市総合計画」において、「美しく駆ける　活躍都市　美馬～住み続けたいまちをめざして～」を将来像として、「市民の誰もが思いを実現し、健康で活躍できるまちづくり」、「賑わいがあり『ひと』と『しごと』が好循環するまちづくり」、「安全・安心、快適な環境で便利に生活できるまちづくり」、「市民が地域に愛着と誇りを持てるまちづくり」、「市民と行政がともに進める持続可能なまちづくり」を基本方針に設定している。

そこで、本区域では、「安全・安心で住み続けたい住環境の創出と、豊かな自然や歴史文化の中、観光・ふれあい・交流でいきいきと輝くまちづくり」を将来像とし、まちづくりの理念を次のように定める。

・すべての人が暮らしやすい、安全で安心なまちづくり

・美しく豊かな自然環境を保全・活用し、自然と調和したまちづくり

・地域の魅力ある資源を活かし、交流が広がるまちづくり

３．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針

３－１　区域区分の有無

本区域では、これまで区域区分を定めておらず、人口集中地区（ＤＩＤ）も設定されていない。

人口、世帯数については、少子高齢化が進み、今後も減少傾向で推移することが予測され、工業出荷額、商品販売額は横ばいの傾向にある。

現在も農地や自然環境と調和した都市形成が図られており、今後も、無秩序に市街地が拡大する恐れはないと考えられる。

また、古くから商人町として市街地が形成されてきたため、建物等が密集し狭隘道路が多く、車でのアクセスが不便なだけでなく、防災上の課題も抱えている。

このようなことから、高齢化社会に対応した成熟した住みよい都市として、都市基盤の質の向上や快適な住環境の形成が求められており、また交通の要衝としての交流のまちづくりが重要な課題となっている。

２）都市づくりの理念

徳島県では、地域に暮らすみんなが住みやすいまちづくりの展開や地域の防災性の向上等に留意した都市づくりを目指している。

また、「脇町第４次総合振興計画」では、「観光リゾートタウン脇町」を町の将来像として、①安心して暮らせる基盤の整ったまちづくり、②心安らぐ快適環境のまちづくり、③やさしさにあふれる健康・福祉のまちづくり、④豊かな教育とふれあい文化のまちづくり、⑤魅力と活力のある産業のまちづくり、を基本目標としている。

そこで、本都市計画区域では、「安心で心安らぐ住環境の創出と、豊かな自然や歴史文化の中、観光・ふれあい・交流でいきいきと輝くまちづくり」を都市づくりの理念とする。

２．区域区分の決定の方針

２－１　区域区分の有無

本都市計画区域の人口は、近年、減少傾向で推移しており、今後も人口、世帯数ともにほぼ横這いもしくは減少傾向で推移することが予想される。

また、産業についても、工業出荷額、商品販売額ともに減少傾向にあることから、今後、無秩序に市街地が拡大する恐れはないと考えられる。

このようなことから、本区域においては、引き続き区域区分を定めないこととする。

4．主要な都市計画の決定の方針

4－1　土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1）土地利用の基本方針

本区域では、人口減少や高齢化が進行する中、持続可能なまちづくりを実現するため、居住や都市機能を誘導し、集約化を図るコンパクトなまちづくりと、交通ネットワーク及び情報ネットワークの連携による、効率的な都市構造の形成を図るものとする。

また、切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震に加え、気候変動の影響により頻発・激甚化する豪雨災害などあらゆる大規模自然災害に対し、「すべての人命を守る」という視点や、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生を実現するための「事前復興」の視点から、都市の防災性向上を図るものとする。

さらには、首都圏から地方への人の流れを創出し、新技術を活用した新たな価値観や働き方に対応するため、豊かな自然環境を基盤とした「グリーン社会」の推進や、全国屈指の光ブロードバンド環境を基盤とした「デジタル社会」の推進による地方創生の観点を踏まえ、地域特性に応じた土地利用の方針を定めるものとする。

2）主要用途の配置の方針

本区域は、住宅地を中心として市街地が形成されており、官公庁や商業施設、交流施設との近接性を活かし、居住や都市機能を適切に誘導することにより、コンパクトで快適な居住環境の創出を図るものとする。

主要地方道鳴門池田線沿線の脇町商店街周辺は、商業と住宅が調和したにぎわいのあるまちづくりを目指す。

一般国道１９３号及び主要地方道鳴門池田線バイパス沿道は、購買需要に対応した商業地とし、都市の活性化と商業活動の増進を図る。

徳島自動車道脇町ＩＣ周辺では、 周辺の都市など各方面への交通アクセスの利便性を活かした産業立地を誘導する。

3）土地利用の方針

a）地域固有の資源の活用に関する方針

大谷川周辺は、柳並木や脇町劇場、伝統的建造物群保存地区のうだつの町並み、デ・レイケ堰堤などの歴史、文化資源に加え、美馬市地域交流センターが配置された交流拠点として、周辺環境の整備や機能の充実、景観計画による景観形成等にも配慮し、地域資源を活用した個性豊かなまちづくりに向けた土地利用を図る。

また、全国屈指の光ブロードバンド環境を基盤とし、「デジタル技術・データ」を活用した様々な働き方の創出、空き家や遊休施設を活用したサテライトオフィスの誘致やワーケーションの推進、新たな産業の創出による雇用の確保に努める。

b）居住環境の改善又は維持に関する方針

大谷川周辺地区の住宅密集地については、狭隘道路の改善等、災害時の避難路やオー

このようなことから、本都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

3．主要な都市計画の決定の方針

3－1　土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1）主要用途の配置の方針

本都市計画区域は、歴史的町並みを活用した交流のまちづくりを進めることとし、同時に良好な住宅市街地の形成を図るため、適切な土地利用誘導の導入について検討を行う。

また、本都市計画区域の市街地は、住宅地を中心として構成されており、町役場や官公庁の出先機関、商業施設との近接性を活かした、コンパクトで快適な居住環境の形成を図るものとする。

主要地方道鳴門池田線沿線の商店などが立地する区域は、商業と住宅が調和したにぎわいのあるまちづくりを目指す。

一般国道193号及び主要地方道鳴門池田線バイパス沿道は、購買需要に対応した商業地とし、都市の活性化と商業活動の増進を図る。

2）土地利用の方針

①　地域固有の資源に関する方針

大谷川周辺は、柳並木や脇町劇場、伝統的建造物群保存地区のうだつの町並み、デ・レーケ堰堤など、歴史、文化資源が多数存在し、本都市計画区域の交流の拠点とし、周辺環境の整備や機能の充実、景観形成等にも配慮し、地域資源を活用した個性豊かなまちづくりに向けた土地利用を図る。

②　居住環境の改善又は維持に関する方針

大谷川周辺地区の住宅密集地については、狭隘道路の改善等、災害時の避難路やオー

プンスペースの確保に努める。

主要地方道鳴門池田線バイパスの整備を推進し、市街地内の通過交通と域内交通の分離を図る。

また、老朽化した公営住宅の建て替え等により、定住環境の向上を図るとともに、空き地、空き家等の低未利用地の利活用による定住・移住を促進する。

ｃ）都市防災に関する方針

切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震に加え、気候変動の影響により頻発・激甚化する水害や土砂災害等、自然災害が発生する恐れのある区域については、ハザードマップによる災害リスクの周知等により、住民の防災意識の向上を図るとともに、災害リスクの低い地域への立地誘導などにより、災害リスクの低減・回避を図る。

また、災害時の避難路や避難施設の確保、緊急輸送路の機能強化に努めるとともに、地域内物資輸送拠点を整備し、災害時の物流体制の強化を図る。

さらには、大規模自然災害の発災後、迅速かつ円滑な都市の再生を実現するための「事前復興まちづくり計画」策定に向け、平時から事前準備や住民との合意形成に努めるとともに、まちづくりの整備手法や防災・減災対策の優先度について、検討を行う。

ｄ）優良な自然環境との共生に関する方針

緑豊かな山々や吉野川などの恵まれた自然環境を保全するとともに、市街地内の緑の創出に努め、優良な自然環境と共生するまちづくりを進める。

36

４－２　都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

１）交通施設の都市計画の決定の方針

ａ）基本方針

○交通体系の整備の方針

本区域では、高規格幹線道路である徳島自動車道が通り、脇町ＩＣが整備されており、幹線道路としては南北方向に一般国道１９３号、東西方向には主要地方道鳴門池田線が整備されているなど、広域道路ネットワークが構築されている。

一方、市街地内の補助幹線道路や地区内道路は、歩道等が未整備の道路や狭隘道路も多く、防災上の課題も抱えている。

このことから、本区域においては、交流のまちづくりを進め、また高齢化社会に対応した都市基盤の質の向上を図るため、広域道路ネットワーク及び地域間道路ネットワークのさらなる機能向上に努めるとともに、これらの幹線道路と連携する補助幹線道路や地区内道路の整備に取り組む。

また、人口が減少し、町村合併による行政区域が拡大した状況において、地域が担ってきた役割・機能を保持し、地域コミュニティを維持するため、公共交通ネットワークの最適化を図るとともに、公共交通の利便性の向上及び利用促進に努める。

ｂ）整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、土地利用と整合した道路整備を計画的、効率的に進める。

プンスペースの確保に努める。

主要地方道鳴門池田線バイパスの整備を促進し、市街地内の通過交通と域内交通の分離を図る。

③　優良な自然環境との共生に関する方針

緑豊かな山々や吉野川などの恵まれた自然環境を保全するとともに、市街地内の緑の創出に努め、優良な自然環境と共生するまちづくりを進める。

３－２　都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

１）交通施設の都市計画の決定の方針

○　基本方針

ａ．交通体系の整備の方針

本都市計画区域では、四国縦貫自動車道が通過し、脇町ＩＣが整備されており、幹線道路としては南北方向に一般国道193号、東西方向には主要地方道鳴門池田線が整備されているなど、広域的な交通体系に一定の整備が図られている。

一方、市街地内の補助幹線道路や地区内道路は、歩道等の未整備や狭隘道路も多いなど防災上の課題も抱えている。

本都市計画区域では、交流のまちづくりを進め、また高齢化社会に応じた都市基盤の質の向上に対応していくため、高速道路や幹線道路のさらなる機能向上に努めるとともに、これらの幹線道路と連携する補助幹線道路や地区内道路の整備を図る。

ｂ．整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、土地利用と整合した道路整備を計画的、効率的に進める。

○道路

・高規格幹線道路及び幹線道路

他都市との広域的な連携を図る徳島自動車道の４車線化の促進や、主要地方道鳴門池田線バイパスの整備を推進するとともに、幹線道路の機能向上に努める。

・補助幹線道路及び地区内道路

補助幹線道路や地区内道路の整備を図るとともに、歩道の整備等、子供や高齢者、障がい者に配慮するなど、バリアフリー、さらにはユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、安全で快適な道路ネットワークづくりを推進する。

○その他

デマンドバスについては、地域の実情に応じた移動手段として、利便性の向上及び利用促進に努め、維持・存続を図る。また、交通弱者に対する地域の多様な移動手段の確保を図る。

ｃ）主要な施設の整備目標

優先的におおむね１０年以内に実施することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

○道路

徳島自動車道の４車線化

主要地方道鳴門池田線バイパスの整備

市道脇町３２５号線の整備

２）下水道及び河川の都市計画の決定の方針

ａ）基本方針

○下水道及び河川の整備方針

・下水道

公共用水域の水質保全、自然環境保全の観点から、合併処理浄化槽の設置の推進及び農業集落排水施設の適切な機能維持に努める。

・河川

水災害リスクを踏まえた防災まちづくりを進めるため、「流域治水」の考え方を盛り込みながら治水対策を推進する。

また、防災上支障のない限り、現況の豊かな自然環境に配慮し、自然と調和した良好な水辺空間の整備と保全に努める。

ｂ）整備水準の目標

○下水道

「とくしま生活排水処理構想２０１７」で位置づけられた合併処理浄化槽の設置の推進及び農業集落排水施設の適切な機能維持に努める。

○河川

各水系の砂防事業や河川整備計画で定める目標流量などを安全に流下させるための河川事業などの事業進捗を図るとともに、既存施設の適切な維持管理に努める。

○　主要な施設の配置の方針

ａ．道路

ア．高速道路、幹線道路の整備

他都市との広域的な連携を図る高速道路、幹線道路の機能向上に努めるとともに、主要地方道鳴門池田線バイパスの整備を促進する。

イ．補助幹線道路や地区内道路の整備

補助幹線道路や地区内道路の整備を図るとともに、歩道の整備等、子供や高齢者、障害者に配慮するなど、バリアフリー、さらにはユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、安全で快適な道路ネットワークづくりを推進する。

○　主要な施設の整備目標

優先的におおむね１０年以内に実施することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

ａ．道路

主要地方道鳴門池田線バイパスの整備

町道１号線の整備

町道２号線の整備

町道２１号線の整備

２）下水道及び河川の都市計画の決定の方針

○　基本方針

ａ．下水道及び河川の整備の方針

ア．下水道

公共用水域の水質保全、自然環境保全の観点から、公共下水道の整備、農業集落排水施設の整備、浄化槽の設置を推進する。

イ．河川

急峻な山地河川が多く、災害に強いまちづくりを推進していく必要があるため、治水対策を推進するとともに、防災上支障のない限り豊かな自然環境に配慮し、良好な水辺環境の整備と保全を図る。

ｂ．整備水準の目標

ア．下水道

「徳島県汚水適正処理構想」で位置づけられた下水道計画区域での事業着手に努める。

イ．河川

各水系の砂防事業や河川事業などの事業進捗を図る。

４－３　市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

１）市街地開発の方針

狭隘道路の改善やオープンスペースの確保の必要がある住宅密集地においては、地域の状況に応じた事業や地区計画等の制度の活用により、居住環境の整備改善を図る。

４－４　自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

１）基本方針

都市計画公園として整備された公園は、新町公園の１箇所のみである。公園は、憩いの場としてだけではなく、災害時の避難場所や延焼遮断など、防災上も重要な役割を果たすことが期待できることから、計画的な整備充実を図る。

また、市街地の周辺に形成されている緑豊かな森林や農地は、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の機能を有するグリーンインフラとして保全・活用に努めるとともに、自然エネルギーや水素エネルギー等の活用による地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の実現に取り組む。

２）主要な緑地の配置の方針

ａ）環境保全系統

都市の豊かな自然環境を創出している吉野川や野村谷川、井口谷川、大谷川、曽江谷川などは、水資源を涵養し、生物の成育や生息域等の貴重な自然環境であることから今後とも保全に努める。

また、市街地周辺に広がる農地や森林などの自然資源については、自然環境の保全を図るほか、市街地内の社寺等の緑地を保全することにより、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成などグリーンインフラとしての機能が効果的に発揮されるよう努める。

ｂ）レクリエーション系統

うだつの町並み周辺は、散策コースや道の駅の整備などが行われており、積極的な情報発信を行い、交流拠点として活用を図る。

また、体育館やテニスコートを備えた新町公園を「スポーツ・レクリエーション拠点」と位置づけ、適切な維持管理に努めるとともに、既存施設と連携して市民のレクリエーション需要に対応する。

市街地においては、ポケットパーク等身近な公園の整備を図るとともに、街区公園の整備に努める。

ｃ）防災系統

山林や河川等については、適切な保全、管理により、土砂災害や洪水などの発生及び拡大防止に努める。

また、建物が密集する市街地や集落地においては、災害の防止あるいは自然災害の発生時における避難場所や活動拠点としての活用や延焼防止などの防災面の機能も考慮して、小公園や街角広場等を適正な配置、整備充実に努め、ネットワーク化を図る。

３－３　市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

１）主要な市街地開発の方針

狭隘道路の改善やオープンスペースの確保の必要がある住宅密集地においては、地区計画等、地域の状況に応じた事業や制度の活用により、居住環境の整備改善を図る。

３－４　自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

１）基本方針

都市計画公園として整備された公園は、新町公園の１箇所のみである。公園は、憩いの場としてだけではなく、災害時の避難場所や延焼遮断など、防災上も重要な役割をはたすことが期待できることから、計画的な整備充実を図る。

また、市街地の周辺に形成されている緑豊かな森林や農地などの優良な自然環境の保全、活用に努める。

２）主要な緑地の配置の方針

ａ．環境保全系統

都市の豊かな自然環境を創出している吉野川や野村谷川、井口谷川、大谷川、曽江谷川などは、水資源の涵養や生物の成育、生息域等の貴重な自然環境であることから今後とも保全を図っていく。

また、市街地周辺に広がる農地や森林などの自然資源については、自然環境の保全を図るほか、市街地内の社寺等の緑地の保全を図る。

ｂ．レクリエーション系統

うだつの町並み周辺は、散策コースや駐車場の整備などが行われており、積極的な情報発信を行い、交流拠点として活用を図る。

また、体育館やテニスコートを備えた新町公園をスポーツレクリエーション拠点と位置づけ、適切な維持管理を図りながら、既存施設と連携して町民のレクリエーション需要に対応する。

市街地においては、ポケットパーク等身近な公園の整備を図るとともに、街区公園の整備に努める。

ｃ．防災系統

山林や河川等については、適切な保全、管理をすることにより、災害防止に努める。

市街地においては、災害の防止あるいは避難場所としての活用や延焼防止などの防災面の機能も考慮して、小公園や街角広場等を適正な配置、整備充実に努め、ネットワーク化を図る。

新

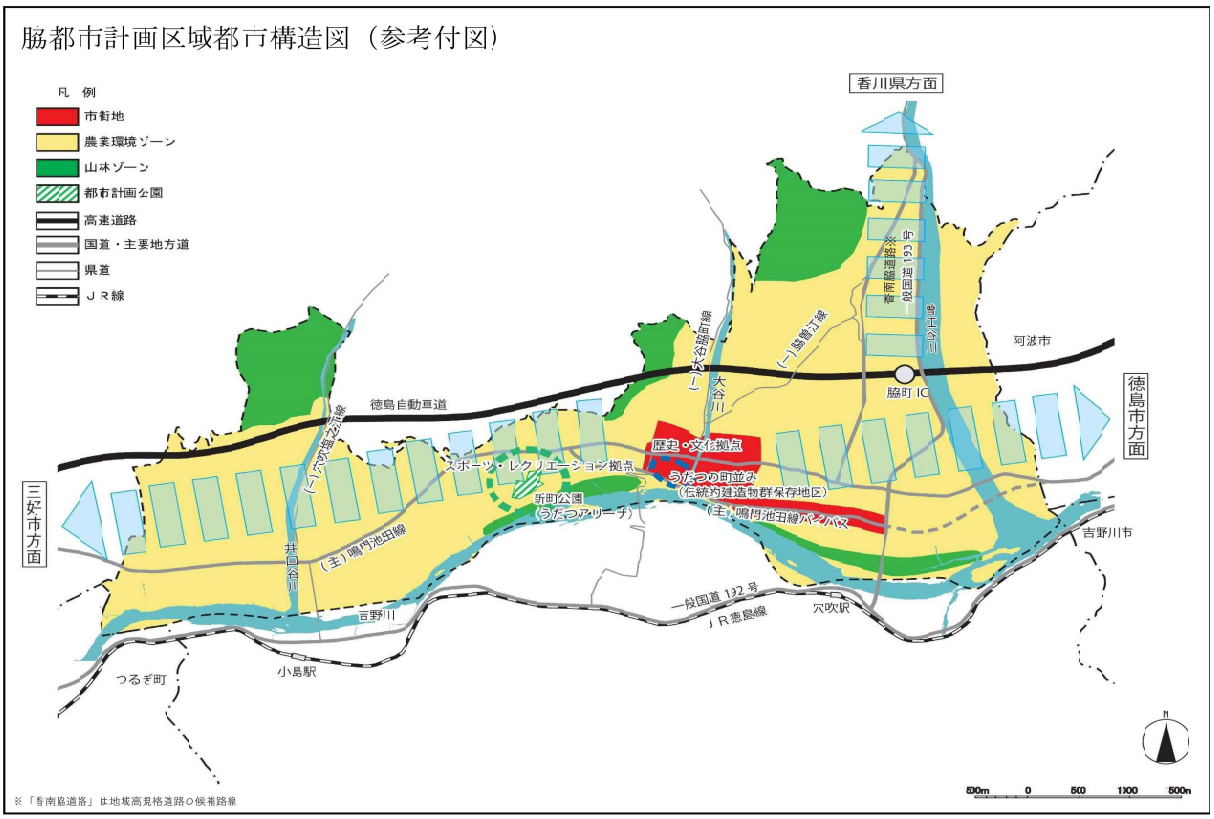

※上記は、マスタープラン（基本計画）であり、具体的な位置等を規定するものではありません。

旧

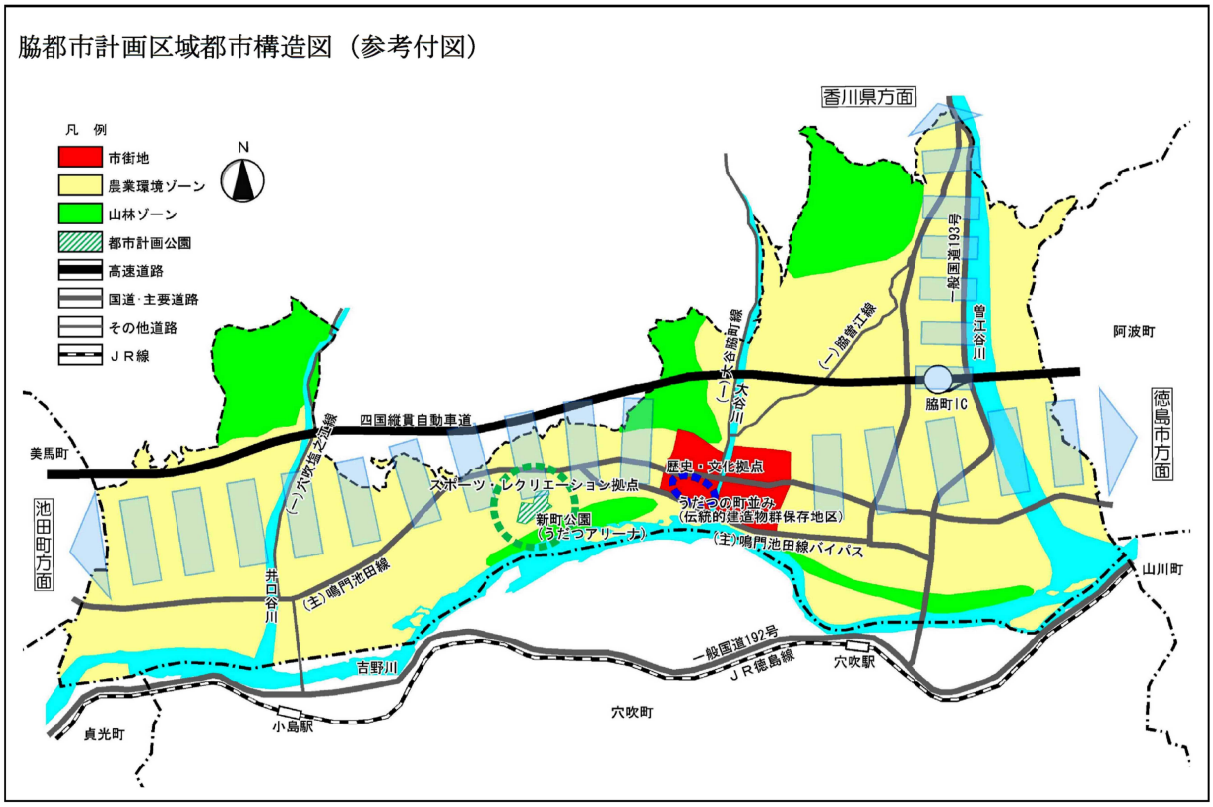

※上記は、マスタープラン(基本計画)であり、具体的な位置等を規定するものではありません。

41

新	旧
藍住都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （藍住都市計画区域マスタープラン） （案） 令和４年２月 徳島県	藍住都市計画 都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針 徳島県 平成１６年５月

１．基本的考え方

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」という。）」は、平成１２年５月の都市計画法改正により、全ての都市計画区域において定めるとされたものであり、都道府県が一市町村を越える広域的観点から、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにし、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものである。

藍住都市計画区域（以下、「本区域」という。）では、平成１６年５月に都市計画区域マスタープランを策定している。

近年、本区域では、将来の人口減少局面を見据えたまちづくりへの対応、南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震に加え、気候変動の影響により頻発・激甚化する豪雨災害への備え、さらには「新型コロナウイルス感染症対策」と社会経済活動の両立を図る観点から、アフターコロナを見据えた新たな日常「ニューノーマル」への適応など、様々な新たな課題への対応が求められている。

このように、社会経済情勢が大きく変化し、都市のあり方を見直す大きな転換期を迎えていることから、本区域における将来のまちづくりの方向性を示すため、バックキャスティングの視点に立つとともに、「人口減少」、「災害列島」及び「新型コロナ」の３つの国難への対応や、「デジタル社会」、「グリーン社会」の推進など新たな視点を盛り込み、

・　ニューノーマル時代に対応する新次元の分散型国土の創出
・　防災・減災を主流化したコンパクトシティの実現
・　気候変動対策の推進による脱炭素社会の実現

を「都市づくりの方向性」の柱として、都市づくりの理念、土地利用の方針等について検討し、都市計画区域マスタープランの見直しを行った。

見直しにおいては、農地と住宅地が混在する低密度な市街地が形成された本区域の状況下で、新たに区域区分を行い、適正規模で市街化区域を設定することは、技術的に困難であり、現状の土地利用や施設整備計画との乖離を生じるなど、さまざまな混乱が予想され、地元も望んでいないことから、これまでに引き続き「区域区分は定めない」こととしている。

また、主要な都市計画の決定方針として、

・　居住や都市機能を誘導し、集約化を図るコンパクトなまちづくりと交通ネットワーク及び情報ネットワークの連携による効率的な都市構造の形成
・　大規模自然災害に備えた防災・減災対策と発災後の迅速かつ円滑な「都市の再生」を実現するための平時からの「事前復興」の取組
・　全国屈指の光ブロードバンド環境を基盤とし、「ニューノーマル」に対応したサテライトオフィスの誘致やワーケーションの推進
・　「グリーンインフラ機能」を有する農地・緑地等の保全・活用や、自然・水素エネルギーの導入推進
・　歴史的、文化的資源の保全・活用

など、新たなまちづくりの考え方のもと、マスタープランを示すこととした。

都市構造やライフスタイルの変化等に対する柔軟性や、リスクに対する冗長性を備えた都市として、時代の変革に柔軟かつ大胆に対応するため、本都市計画区域マスタープランは、適宜、見直しを行うものとし、安全・安心で豊かな暮らしを将来世代に引き継ぎ、持続可能なまちづくりを推進していくものとする。

２．都市計画の目標

２－１　基本的事項

１）目標年次

目標年次については、平成２７年（２０１５年）を基準年として、都市づくりの理念や将来の都市構造については、おおむね２０年後の令和１７年（２０３５年）の姿を展望し方針を策定する。

なお、区域区分及び都市施設の整備等は、策定からおおむね１０年後の令和１２年（２０３０年）の姿として策定する。

２）範囲

本区域は藍住町の全域を範囲として、その規模は次のとおりである。

区　　域	市町名	範　　囲	面　　積
藍住都市計画区域	藍住町	行政区域の全域	1,627 ha

２－２　都市づくりの基本理念

１）現状と課題

本区域は、県都徳島市の北部に隣接する藍住町全域を範囲としており、吉野川と旧吉野川の河口に発達した沖積平野が形成する豊かな自然環境のもと、主要地方道徳島環状線や主要地方道徳島引田線をはじめとする交通軸上に位置する立地条件などを活かし、徳島市を中心とする都市圏のベッドタウンとして都市化が進行してきた。

近年では、主要地方道徳島環状線沿いに大型商業施設が立地し、藍住町役場周辺においては、総合文化ホールが整備されるなど、都市機能の集積が進んでいる。

本区域の面積は県全体の約０．４％にすぎないが、人口は増加を続けており、現在では県全体の約５％を占めている。しかし、近年では増加の伸びは鈍化し、高齢化が進行している状況にあり、平成３０年の国立社会保障・人口問題研究所による推計では、令和１２年をピークに減少局面に転じることが見込まれている。

また、本区域においては、区域区分の定めが無く、用途地域の指定が無い状況下で開発が進められたことから、農地と住宅地が混在する低密度な市街地が広がっており、狭隘道路に囲まれた地区や、街区公園が不足している地区がある。

このようなことから、本区域においては、計画的な都市基盤施設の整備に合わせ、居住や都市機能を適切に誘導し、集約化したコンパクトなまちづくりを推進するとともに、地域間を交通ネットワーク及び情報ネットワークで結び、連携を強化した効率的な都市構造の形成を図る必要がある。

また、本区域は、吉野川と旧吉野川に囲まれたデルタ地帯において形成された低平地であり、大規模地震発生時における液状化や、洪水による浸水被害等が懸念されるため、切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震に加え、気候変動の影響により頻発・激甚化する豪雨災害への備えなど、大規模自然災害に対する防災・減災対策が課題となっている。このことから、都市の防災性を高めつつ、大規模自然災害発災後の迅速かつ円

１．都市計画の目標

１－１　基本的事項

１）目標年次

目標年次については、平成12年を基準年として、中期的な目標年次を平成22年、長期的な目標年次を平成32年として策定する。

・都市づくりの理念については、平成32年を想定し方針を策定する。

・区域区分及び都市施設の整備等は、平成22年の姿として策定する。

２）範囲

本都市計画区域は、藍住町の全域とし、その規模は次のとおりである。

区　　域	市町名	範　　囲	面　　積
藍住都市計画区域	藍住町	行政区域の全域	約1,627 ha

１－２　都市づくりの基本理念

１）現状と課題

本都市計画区域は藍住町全域を範囲とし、県都徳島市の北部で吉野川と旧吉野川の河口に発達した沖積平野に位置しており、豊かな自然環境のもと徳島市のベッドタウンとして人口の集中が進んできた。

本区域の面積は県全体の約０．４％にすぎないが、人口は県全体の約４％を占めており、本県の行政、経済、文化の中心地域である徳島市を中心とした都市圏の一角を形成している。

また、人口については、昭和４０年代から５０年代にかけて急激に増加した後、その増加率は低下しているものの、引き続き人口の増加が見られる。

このような状況下、市街化の進行と並行して都市基盤の整備が進められてきたが、必ずしも十分ではなく、また、四国縦貫自動車道と四国横断自動車道の交通軸上に位置しており、通過交通と域内交通の混在等への対応が重要な課題となっている。

滑な都市の再生を実現する「事前復興」の視点に立ったまちづくりを行う必要がある。

さらに、「新型コロナウイルス感染症対策」と社会経済活動の両立を図る観点から、アフターコロナを見据えた新たな日常「ニューノーマル」への適応が求められている。

このような課題に対応するため、「デジタル社会」及び「グリーン社会」の実装に向けた取組みを基盤とするとともに、豊かな自然や歴史・文化資源を活かし、持続可能で魅力あるまちづくりを推進する必要がある。

２）都市づくりの理念

徳島県では、県政運営指針である「『未知への挑戦』とくしま行動計画」の長期ビジョン編において、「未知なる社会へ挑戦『かがやく　とくしま』」、「未知なる課題を超越『しなやか　とくしま』」、「未知なる魅力を創造『ときめく　とくしま』」の３つの目指すべき将来像を掲げている。

また、藍住町では、「第５次藍住町総合計画」において、「みんな色で染めるまち・藍住」を町の将来像として、これまで社会増により人口が増加してきた背景を踏まえ、古くからの住民も新しく転入した住民も、共に力をあわせてまちづくりを進めることを目指している。

そこで、本区域では、農業との健全な調和を保ちつつ、土地利用の整序と都市基盤の整備を推進することにより、自然、歴史、生活、文化、産業などの地域特性を活かした全ての人が住みやすい「安全・安心で快適な生活都市」の形成を目指すことを都市づくりの基本理念とする。

２－３　広域的な都市構造における位置づけ

本区域は、県都徳島市をはじめ５市３町からなる徳島東部都市計画区域に隣接する位置にあり、徳島市中心部の環状道路である主要地方道徳島環状線が整備され、都市計画道路徳島西環状線が計画されている。また、広域的な交通体系として徳島自動車道の藍住インターチェンジが位置しており、高松自動車道の板野インターチェンジを結ぶ交通軸である主要地方道徳島引田線が整備されるなど、東西方向及び南北方向に幹線道路が配置されている。

また、本区域の東端部にはＪＲ高徳線の勝瑞駅があり、今後とも交通の利便性を活かした、徳島市を中心とする都市圏のベッドタウンとして「安全・安心で快適な生活都市」の形成を目指すこととする。

３．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針

３－１　区域区分の有無

本区域は、非線引き都市計画区域で用途地域の指定が無い、いわゆる「白地地域」であることを背景として、人口増加とともに、ほぼ本区域の大部分にわたって農地と住宅地が混在する低密度な市街地が形成されてきた。

都市施設の整備に関しては、幹線道路網がすでに東西、南北に配置されており、公共下水道についても整備が進められている。

これまで増加を続けてきた本区域の人口については、近年、その伸びが鈍化しており、平成３０年の国立社会保障・人口問題研究所による推計では、令和１２年をピークに減少局面

このようなことから、生活利便性が高く、自然と調和のとれた快適な住環境の形成が求められており、さらに、今後は成熟した住みよい都市として、都市基盤の質の向上や安全性や利便性に加え、バリアフリーやアメニティの高い環境づくりが不可欠となっている。

２）都市づくりの理念

徳島県では、地域に暮らすみんなが住みやすいまちづくりの展開や地域の防災性の向上等に留意した都市づくりを目指している。

また、第３次藍住町総合計画では「花と緑と太陽の町」として人と緑のふれあいの共生タウンの形成を目指している。

そこで、本区域では、農業との健全な調和を保ちつつ、土地利用の整序と交通ネットワーク等の整備を推進することにより、自然、歴史、生活、文化、産業などの地域特性を活かし全ての人が住みやすい安全で安心の「快適な生活都市」の形成を目指すことを都市づくりの基本理念とする。

１－３　広域的な都市構造における位置づけ

本区域は、徳島東部都市計画区域の中心都市である徳島市と接する位置にあり、徳島市中心部の環状道路である主要地方道徳島環状線が一部供用され、都市計画道路徳島西環状線も本区域を通過する。また、広域的な交通体系として四国縦貫自動車道が整備され、藍住インターチェンジが本区域内に位置しているとともに、西隣の板野町では四国横断自動車道が整備され、さらに板野インターチェンジと藍住インターチェンジを結ぶ主要地方道徳島引田線の整備が進められるなど、南北方向及び東西方向に幹線道路が配置されている交通の結節点である。

また、本区域の東端部にはＪＲ高徳線の勝瑞駅があり、今後とも交通の利便性を生かした、徳島市のベッドタウンとして「快適な生活都市」の形成・充実を目指すこととする。

２．区域区分の決定の方針

２－１　区域区分の有無

本区域では、昭和４０年代以降の急激な人口増加により、ほぼ町の大部分にわたって農地と住宅地が混在する低密度な市街地が形成された。

今後も人口、世帯数ともに増加することが推計されるが、このための宅地需要に対しては、低密度な市街地内の農地や未利用地等の宅地化により吸収されていくことが考えられる。

商品販売額、工業出荷額については、近年、横這いもしくは微増傾向で推移しており、今後もその傾向で推移することが予測されるが、新たな需要については幹線道路沿線等の高度利用や市街地内の低・未利用地の活用により対応できると考えられる。

45

に転じることが見込まれている。

また、本区域の商品販売額は増加傾向にあるが、工業出荷額は横ばいで推移しており、土地利用に大きな影響を与える大規模プロジェクトの予定は無い。

これらのことから、本区域における今後の新たな宅地や商業地等の開発需用については、低密度な市街地内の農地や未利用地等により対応できると考えられる。

このような状況において、本区域に新たに区域区分を定めようとした場合、本区域には人口集中地区（ＤＩＤ）が設定されておらず、人口集中を促すような開発計画の動きも見られないことから、適正規模で市街化区域を設定することは、技術的に困難である。また、区域区分の設定に伴い新たに導入される土地利用規制や用途制限に加え、現状の土地利用・施設整備計画について不適格となるものを発生させるなど、さまざまな混乱が予想され、地元藍住町も望んでいない。

このようなことから、本区域においては、区域区分を定めないこととする。

しかしながら、本区域の市街地の形成に関しては、ほぼ一様に農地と住宅地が混在する低密度な市街化が進行してきた結果、既存の道路の中には狭隘道路や整備水準の低い道路が見られること、また、街区公園も不足していることなどから、住民生活に密着した都市施設等の整備が望まれている。このため、きめの細かいまちづくりが求められており、住民と協働で都市計画マスタープランや、まちづくり計画を策定していくことが望まれる。このような過程の中で、特定用途制限地域の指定や地区計画など様々な都市計画手法の導入により、順次、建築物や土地利用の誘導、都市施設の整備などを行い「安全・安心で快適な生活都市」づくりを進めていく必要がある。

４．主要な都市計画の決定の方針

４－１　土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

１）土地利用の基本方針

本区域では、持続可能な都市経営とまちづくりを実現するため、居住や都市機能を誘導し、集約化を図るコンパクトなまちづくりと、交通ネットワーク及び情報ネットワークの連携による、効率的な都市構造の形成を図るものとする。

また、切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震に加え、気候変動の影響により頻発・激甚化する豪雨災害等、あらゆる大規模自然災害に対し、「すべての人命を守る」という視点や、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生を実現するための「事前復興」の視点から、都市の防災性向上を図るものとする。

さらには、首都圏から地方への人の流れを創出し、新技術を活用した新たな価値観や働き方に対応するため、豊かな自然環境を基盤とした「グリーン社会」の推進や、全国屈指の光ブロードバンド環境を基盤とした「デジタル社会」の推進による地方創生の観点を踏まえ、地域特性に応じた土地利用の方針を定めるものとする。

２）主要用途の配置の方針

東西方向の幹線道路である主要地方道松茂吉野線及び主要地方道徳島環状線や、南北方向の幹線道路である主要地方道徳島引田線及び主要地方道徳島北灘線に囲まれた区域及びその周辺は、住宅地と農地が混在した市街地が形成されており、「市街地ゾーン」として、計画的に都市基盤を整備し、農地と調和した良好な居住環境の創出を図る。

都市施設の整備に関しては、幹線道路網がすでに東西、南北に配置されており、公共下水道についても整備が進められている。

このような状況の中で、新たに区域区分を行い、適正規模での市街化区域を設定しようとすると、現状の土地利用や施設整備計画との乖離をきたすなど、さまざまな混乱が予想される。

一方、市街化調整区域内にも開発許可等により都市的活用に供することができる土地が多く存在することとなり、区域区分の効果は小さいと判断される。

このようなことから、本区域においては、区域区分を定めないこととする。

しかしながら、本区域の市街地の形成に関しては、ほぼ一様に農地と住宅地が混在する低密度な市街化が進行してきた結果、既存の道路の中には狭隘道路や整備水準の低い道路が見られること、また、街区公園も不足していることなどから、住民生活に密着した都市施設等の整備が望まれるところである。このため、きめの細かいまちづくりが求められており、住民と協働で都市計画マスタープランや、まちづくり計画を策定していくことが望まれる。このような過程の中で、様々な都市計画手法などの導入により、順次、建築物や土地利用の誘導、都市施設の整備などを行い「快適な生活都市」づくりを進めていく必要がある。

３．主要な都市計画の決定方針

３－１　土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

１）主要用途の配置の方針

藍住町役場周辺は、「中心核ゾーン」として公共施設の集積を図るとともに、文化や交流等の拠点として都市機能の充実を図る。

また、幹線道路沿いは、都市の活性化と商業活動の増進を図るため、「商業・沿道サービスゾーン」として、居住環境との調和を図りつつ、良好な都市空間の形成を図る。

工業地、流通業務地については、既存の工場等において周辺環境と調和した操業環境の維持改善を図るとともに、藍住インターチェンジ周辺においては、立地条件を活かした「産業流通ゾーン」として、機能の充実を図る。

吉野川や旧吉野川沿いの田園集落が広がる地域については、「田園環境ゾーン」として、営農環境の保全を図る。

3）土地利用の方針

a）居住環境の改善又は維持に関する方針

居住環境の悪化に影響を及ぼす建築物の立地を規制するとともに、狭隘道路や整備水準の低い道路等を解消するため、特定用途制限地域の指定や地区計画等を活用し、計画的な開発や施設の誘導による生活環境の改善を図る。

b）都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

既成市街地については、敷地内緑化を推進するとともに、公園やオープンスペースの確保により緑の多い住環境の形成を図る。

市街地周辺に広がる農地については、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の機能を有するグリーンインフラとして、自然景観や都市の風致の維持の面から保全を図る。

c）優良な農地との健全な調和に関する方針

都市的土地利用と農業的土地利用との健全な調和を図る。

また、農産物の生産地として良好に機能している優良農地等については、農業振興の観点から営農環境の保全を図る。

d）都市防災に関する方針

切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震に加え、気候変動の影響により頻発・激甚化する豪雨災害等、自然災害が発生する恐れのある区域については、ハザードマップによる災害リスクの周知等により、住民の防災意識の向上を図る。

また、災害時の避難路や避難施設の確保、緊急輸送路の機能強化に努めるとともに、災害リスクの低い地域への立地誘導などにより、災害リスクの低減・回避を図る。

さらには、大規模自然災害の発災後、迅速かつ円滑な都市の再生を実現するため、「事前復興まちづくり計画」策定に向け、平時から事前準備や住民との合意形成に努めるとともに、まちづくりの整備手法や防災・減災対策の優先度について、検討を行う。

46

藍住町役場周辺を中心核ゾーンとして公共施設の集積を図るとともに、商業や業務、文化や交流等の都市機能の充実を図る。

幹線道路沿線を商業・沿道サービスゾーンとして購買需要に対応した商業地とするなど、都市の活性化と商業活動の増進を図るため、良好な都市空間の形成を図る。

工業地、流通業務地については、既存の工場等において周辺環境と調和した操業環境の維持改善を図るとともに、藍住インターチェンジ周辺において、機能の充実を図る。

住宅地については、道路沿線などの既成市街地では、住環境の維持・改善を図るほか、周辺部については、田園居住住宅等の居住環境の整備を図る。

2）土地利用の方針

①　土地の高度利用に関する方針

利便性の高いまちづくりを行うため、町役場周辺を区域の「顔」となる中心的業務地として、土地の高度利用を図っていくことが望まれることから、周辺環境の整備や機能の集積が進むまちづくりに向けた土地利用を図る。

②　居住環境の改善又は維持に関する方針

狭隘道路や整備水準の低い道路等の課題のある地区においては、地区計画等を活用し生活環境の改善を図る。

③　都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

既成市街地については、敷地内緑化の推進や公園やオープンスペースの確保により緑の多い住環境の形成を図る。

市街地周辺に広がる農地についても、自然景観や都市の風致の維持の面から保全を図る。

④　優良な農地との健全な調和に関する方針

都市的土地利用と農業的土地利用との健全な調和を図る。

また、農産物の生産地として良好に機能している優良農地等については、農業振興の観点から営農環境の保全を図る。

47

４－２　都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

１）交通施設の都市計画の決定の方針

ａ）基本方針

○交通体系の整備の方針

本区域では、高規格幹線道路である徳島自動車道の藍住インターチェンジが位置し、また高松自動車道の板野インターチェンジを結ぶ主要地方道徳島引田線が整備されるなど広域道路ネットワークの整備が行われており、その他の幹線道路についても整備が進んでいる。

一方、区域内では域内交通と通過交通の混在や、狭隘道路などの整備水準の低い道路も多く防災上の課題も抱えている。

このことから、本区域においては、周辺都市との交流・連携機能を強化するため、広域道路ネットワーク及び地域間道路ネットワークのさらなる機能向上に努めるとともに、これらと連携する補助幹線道路や地区内道路の整備充実を図るものとする。

また、快適で安全な生活環境の推進を図るため、幅の広い自歩道や植樹帯の整備等、子供や高齢者、障がい者に配慮するなど、バリアフリー、さらにはユニバーサルデザインの考え方を踏まえた道路づくりを推進する。

鉄道やバス等の公共交通については、公共交通ネットワークの最適化を図るとともに、公共交通の利便性の向上及び利用促進に努める。

○整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、土地利用と整合した道路整備を計画的、効率的に進める。

ｂ）主要な施設の配置の方針

○道路

・高規格幹線道路及び幹線道路

他都市との広域的な連携を図る徳島自動車道の４車線化を促進するとともに、交流の促進や渋滞の解消に向け、環状線の整備やインターチェンジへのアクセスの強化を推進する。また、幹線道路の機能向上に努める。

・補助幹線道路及び地区内道路

将来の土地利用計画や交通需要を踏まえ、格子状の補助幹線道路や地区内道路の整備を図る。

○その他

鉄道やバス等の公共交通については、利便性の向上及び利用促進に努めるとともに、交通弱者に対する地域の多様な移動手段の確保を図る。

ｃ）主要な施設の整備目標

優先的におおむね１０年以内に実施することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

○道路

（都）徳島西環状線（(主）徳島環状線）の整備

３－２　都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

１）交通施設の都市計画の決定方針

○　基本方針

ａ．交通体系の整備の方針

本区域では、四国縦貫自動車道の藍住インターチェンジが位置し、また四国横断自動車道の板野インターチェンジまでの間は、主要地方道徳島引田線の整備が進められるなど広域的な交通体系の整備が進むとともに、その他の幹線道路についても一定の整備が進んでいる。

一方、区域内では域内交通と通過交通の混在や、狭隘道路などの整備水準の低い道路も多く防災上の課題も抱えている。

このような背景や課題から、本区域においては、引き続き広域的な幹線道路網の整備を進めるとともに、これらと連携する補助幹線道路や地区内道路の整備充実を図るものとする。

また、快適で安全な生活環境の推進を図るため、幅の広い自歩道や植樹帯の整備等、子供や高齢者、障害者に配慮するなど、バリアフリー、さらにはユニバーサルデザインの考え方を踏まえた道路づくりを推進する。

ｂ．整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、土地利用と整合した交通ネットワークの整備を計画的、効率的に進める。

○　主要な施設の配置の方針

・広域幹線道路網の整備

広域交流の促進や渋滞の解消に向け、環状線の整備やインターチェンジへのアクセスの強化を推進する。

・補助幹線道路や地区内道路の整備

増大する交通需要に対応すべく、将来の土地利用計画や交通需要を踏まえ、格子状の都市内幹線道路や地区内道路の整備を図る。

○　主要な施設の整備目標

優先的におおむね１０年以内に実施することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

ａ．道路

（主）徳島環状線の整備

48

２）下水道及び河川の都市計画の決定の方針

ａ）基本方針

○下水道及び河川の整備方針

・下水道

公共用水域の水質保全、自然環境保全の観点から、公共下水道の整備を推進する。また、公共下水道の事業区域外においては、合併処理浄化槽の設置を推進する。

・河川

氾濫を防止し、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりを進めるため、「流域治水」の考え方を盛り込みながら治水対策を推進する。

また、防災上支障のない限り、現況の豊かな自然環境に配慮し、自然と調和した良好な水辺空間の整備と保全に努める。

○整備水準の目標

・下水道

本区域における公共下水道については、流域下水道方式による事業計画に基づき整備を促進する。

・河川

河川整備計画で定める目標流量などを安全に流下させるための河川事業などの事業進捗を図るとともに、既存施設の適切な維持管理に努める。

また、市街地内河川においては、やすらぎとうるおいのある水辺空間の整備と保全を図り、良好な水辺環境づくりを推進する。

ｂ）主要な施設の配置の方針

○下水道

旧吉野川流域下水道事業との整合を図りながら、事業の進捗を図る。

○河川

各水系の河川事業の進捗を図るとともに、市街地内河川においては、やすらぎとうるおいのある水辺空間の整備と保全を図り、良好な水辺環境づくりを推進する。

ｃ）主要な施設の整備目標

優先的におおむね１０年以内に実施することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

○下水道

藍住町公共下水道事業（流域関連）

○河川

総合流域防災事業　正法寺川

４－３　市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

１）市街地開発の方針

地区内の道路や公園等を計画的に整備し、良好な市街地の形成を図るため、地域の状況に応じた事業や地区計画等の制度の活用により、居住環境の整備改善を図る。

２）下水道及び河川の都市計画の決定方針

○　基本方針

ａ．下水道及び河川の整備の方針

ア．下水道

公共用水域の水質保全、自然環境保全の観点から、公共下水道の整備、浄化槽の設置を推進する。

イ．河川

氾濫を防止し災害に対する安全度を高めるために治水対策を推進するとともに、防災上支障のない限り豊かな自然環境に配慮し、良好な水辺空間の整備と保全に努める。

ｂ．整備水準の目標

ア．下水道

本区域における公共下水道については、流域下水道方式による事業計画（処理面積約９０ｈａ、処理人口約３，３００人）に基づき整備を促進する。

イ．河川

計画規模の降雨による流水を安全に流下できるよう、事業の進捗を図る。

また、市街地内河川においては、やすらぎとうるおいのある水辺空間の整備と保全を図り、良好な水辺環境づくりを推進する。

○　主要な施設の配置の方針

ア．下水道

旧吉野川流域下水道事業との整合を図りながら、事業の進捗を図る。

イ．河川

各水系の河川事業の進捗を図るとともに、市街地内河川においては、やすらぎとうるおいのある水辺空間の整備と保全を図り、良好な水辺環境づくりを推進する。

○　主要な施設の整備目標

優先的におおむね１０年以内に実施することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

ア．下水道

藍住町公共下水道事業（流域関連）

イ．河川

統合河川整備事業　　前川、正法寺川

土木環境共生事業　　正法寺川

３－３　市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

１）主要な市街地開発の方針

既成の市街地内に混在する未利用地等を活用して、生活道路や公園の整備等、住み良い市街地整備を図るため、地区計画等、地域の実情に応じた事業や制度の活用により居住環境の整備改善を図る。

49

４－４　自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

１）基本方針

本区域内には、正法寺川公園、勝瑞城跡公園、東中富桜づつみ公園など、町民のレクリエーションの場としての公園が整備されているものの、都市計画公園として整備、計画されているものはない。公園は憩いの場としてだけではなく、災害時の避難場所や延焼遮断など、防災上も重要な役割を果たすことが期待できることから、計画的な整備充実を図る。

また、区域内の豊かな自然や田園環境については、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の機能を有するグリーンインフラとして保全・活用に努めるとともに、自然エネルギーや水素エネルギー等の活用による地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の実現に取り組む。

２）主要な緑地の配置の方針

ａ）環境保全系統

都市の自然的骨格を形成する水や緑に加え、居住地近辺にあって住民の生活の中にシンボルとして溶け込んでいる緑の保全や育成を図る。

また、住民の生活とのふれあいを確保し共生を図っていくために、動植物の生息地または生育地としての特性を持つ緑地を保全することにより、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等などグリーンインフラとしての機能が効果的に発揮されるよう努める。

・吉野川、旧吉野川、正法寺川等の河川緑地の保全を図る。
・勝瑞城跡や社寺等、歴史的文化的に意義の高い文化財等の集積地の保全を図る。

ｂ）防災系統

災害の防止あるいは自然災害発生時における避難場所や活動拠点として防災機能を有する公園や緑地の整備を推進する。

ｃ）レクリエーション系統

多様化するレクリエーション需要に応え、人と人とのふれあいと健康増進を目的としたスポーツ施設の整備を行い、人と自然のふれあいを深めるため、河川敷等豊富な自然を利用したレクリエーションの場を確保・保全を図る。

３）実現のための具体の都市計画制度の方針

現時点では、都市計画制度により位置づけられた緑地・公園はないが、今後計画的に緑地・公園を配置、整備していくため、基本計画等の策定を検討する。

４）主要な施設の整備目標

優先的におおむね１０年以内に実施することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

・勝瑞城館跡公園

３－４　自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

１）基本方針

都市計画区域内には、正法寺川公園や勝瑞城址公園など、町民のレクリエーションの場としての公園が整備されているものの、都市計画公園として整備、計画されているものはない。公園は憩いの場としてだけではなく、災害時の避難場所や延焼遮断など、防災上も重要な役割を果たすことが期待できることから、計画的な整備充実を図る。

また、区域内の豊かな自然や田園環境については、今後とも保全を図る。

２）主要な緑地の配置の方針

ａ．環境保全系統

都市の自然的骨格を形成する水や緑、また、居住地近辺にあって住民の生活の中にシンボルとして溶け込んでいる緑の保全と育成を図る。

また、都市内において住民の生活とのふれあいを確保し共生を図っていくために、動植物の生息地または生育地としての特性を持つ緑地の保全と育成を図る。

・吉野川、旧吉野川、正法寺川等の河川緑地の保全を図る。
・勝瑞城祉等、歴史的文化的に意義の高い文化財等の集積地の保全を図る。

ｂ．防災系統

災害の防止あるいは災害時の避難路、避難場所として、また、都市公害等の緩和などに対処するため、必要な緑地を確保、整備する。

ｃ．レクリエーション系統

多様化するレクリエーション需要に応え、人と人とのふれあいと健康増進を目的としたスポーツ施設の整備を行い、人と自然のふれあいを深めるため、河川敷等豊富な自然を利用したレクリエーションの場を確保・保全を図る。

３）実現のための具体の都市計画制度の方針

現時点では、都市計画制度により位置づけられた緑地等はないが、今後計画的に緑地・公園を配置、整備していくため、基本計画等の策定を検討する。

４）主要な緑地の確保目標

優先的におおむね１０年以内に実施することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

・正法寺川公園
・勝瑞城館跡公園

新

藍住都市計画区域都市構造図（参考付図）

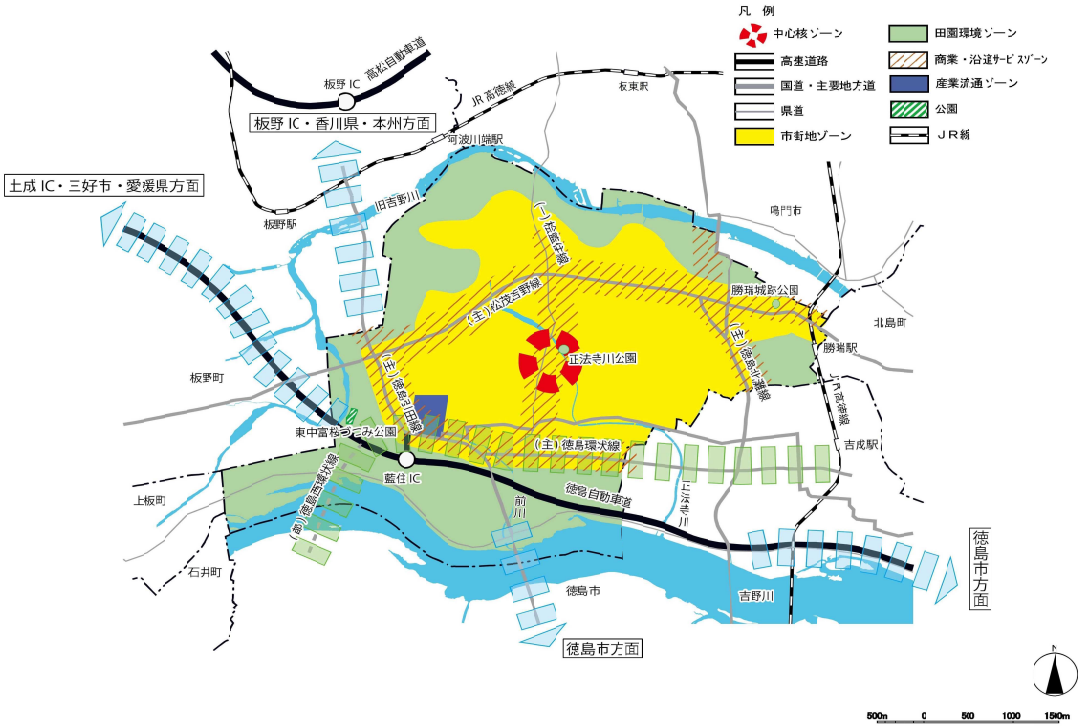

※上記は、マスタープラン（基本計画）であり、具体的な位置等を規定するものではありません。

旧

藍住都市計画区域都市構造図（参考付図）

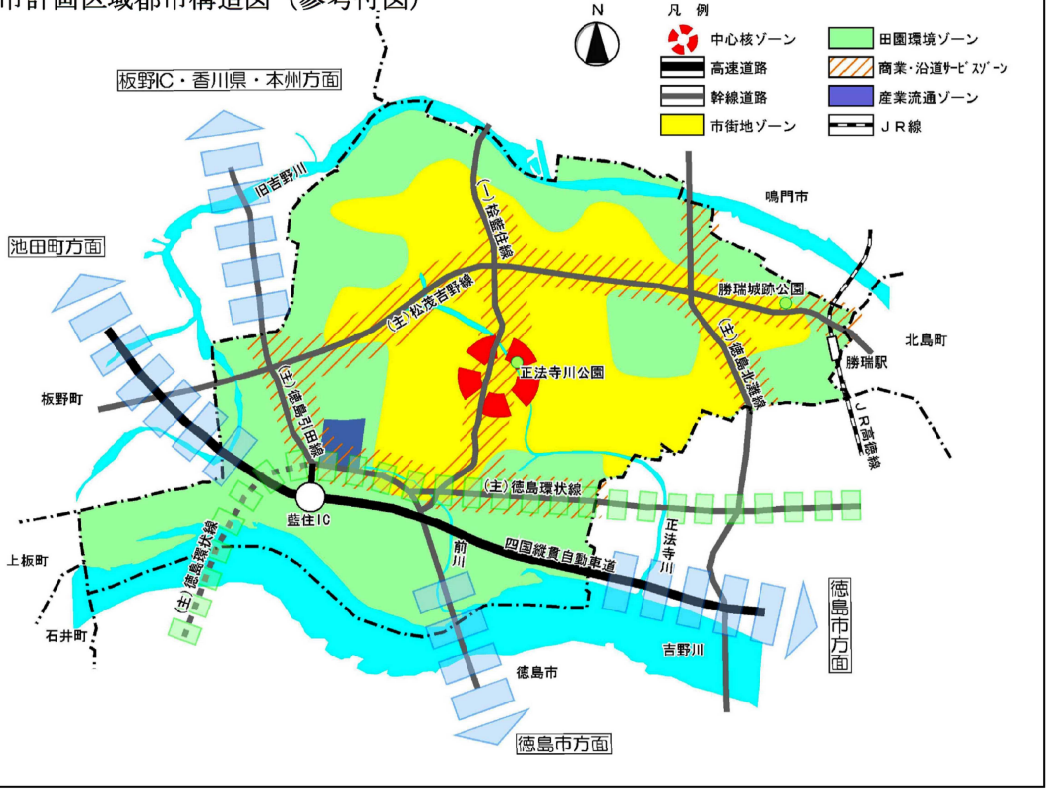

※上記は、マスタープラン(基本計画)であり、具体的な位置等を規定するものではありません。